

流山市地域防災計画 風水害等対策編

流山市防災会議

風水害等対策編

第1章 総則	風-1-1
第1節 計画の目的・構成	風-1-1
第2節 計画の基本方針	風-1-3
第3節 水防の責任等 【水防】	風-1-4
第1 水防の責任	風-1-4
第2 (市町村長および)指定水防管理団体の水防事務	風-1-5
第3 水防活動等における安全配慮	風-1-7
第4節 流山市防災会議	風-1-7
第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	風-1-7
第6節 流山市(千葉県)の自然と災害	風-1-8
第1 地勢	風-1-8
第2 地質	風-1-10
第3 気象	風-1-11
第4 社会環境	風-1-12
第4 過去の風水害	風-1-12
第7節 風水害の想定	風-1-16
第1 想定水害	風-1-16
第2 洪水による被害想定	風-1-18
第3 内水氾濫による浸水履歴	風-1-19
第4 高潮による浸水想定区域	風-1-20
第5 土砂災害	風-1-21
第6 竜巻等による災害	風-1-21
第7 火山災害	風-1-21
第8 雪害	風-1-21
第2章 災害予防計画	風-2-1
第1節 訓練及び防災知識の普及計画	風-2-1
第1 防災広報の充実	風-2-1
第2 職員の防災意識の高揚	風-2-2
第3 市の業務継続計画	風-2-2

風水害等対策編

第4	燃料の供給体制の整備	風-2-3
第5	男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備	風-2-3
第6	自主防災組織の整備	風-2-3
第7	事業所等の防災組織の整備	風-2-4
第8	ボランティアの活動環境の整備	風-2-4
第9	防災訓練の充実	風-2-4
第2節	地盤災害予防計画	風-2-5
第1	土砂災害の防止	風-2-5
第3節	都市防災計画	風-2-7
第1	ライフライン施設の耐風水害対策等	風-2-7
第4節	水害予防計画【水防】	風-2-9
第1	治水対策の推進	風-2-9
第2	洪水・内水ハザードマップの作成	風-2-12
第3	下水道整備の推進	風-2-13
第4	農作物の水害防止対策	風-2-13
第5	道路災害による事故防止	風-2-14
第6	建造物等の水害予防措置	風-2-14
第5節	風害予防計画	風-2-15
第1	建造物等の風害予防措置	風-2-15
第2	農作物等の風害防止対策	風-2-15
第3	街路樹等の風害防止対策	風-2-16
第6節	雪害予防計画	風-2-17
第1	道路雪害防止対策	風-2-17
第2	農作物等の雪害防止対策	風-2-18
第7節	通信基盤の整備計画	風-2-20
第8節	防災施設の整備計画	風-2-21
第1	防災拠点等の整備	風-2-21
第2	防災用備蓄の推進	風-2-21
第3	水防用資機材の点検・整備【水防】	風-2-21
第4	河川への消火用水確保施設の整備	風-2-22
第5	災害対策本部組織体制の拡充	風-2-22
第9節	広域応援協力体制の整備計画	風-2-23
第1	水防に係る協力応援体制の整備【水防】	風-2-23

第 10 節 避難対策	風-2-24
第 1 避難施設等の整備	風-2-24
第 2 避難誘導體制の整備	風-2-25
第 3 避難所の開設・運営体制の整備	風-2-27
第 4 帰宅困難者対策	風-2-27
第 5 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援	風-2-27
第 6 住宅に関する対策	風-2-27
第 11 節 災害医療体制の整備	風-2-28
第 1 救急・救助体制の整備	風-2-28
第 2 初期医療体制の整備	風-2-28
第 3 後方医療支援体制の整備	風-2-28
第 12 節 要配慮者の安全確保対策	風-2-29
第 1 要配慮者に配慮した社会環境の整備	風-2-29
第 2 在宅要配慮者への対応	風-2-29
第 3 要配慮者利用施設等における防災対策	風-2-30
第 4 外国人への対策	風-2-30
第 13 節 ごみ及びし尿処理体制の整備計画	風-2-31
第 1 ごみ処理体制の整備	風-2-31
第 2 し尿処理体制の整備	風-2-31
第 14 節 緊急輸送体制の整備計画	風-2-32
第 1 陸上輸送の環境整備	風-2-32
第 2 航空輸送の環境整備	風-2-32
第 3 章 災害応急対策計画	風-3-1
第 1 節 市災害対策本部設置前の活動体制	風-3-1
第 1 市災害対策本部設置前の活動体制	風-3-1
第 2 節 水防本部 【水防】	風-3-7
第 1 水防本部の設置と配備体制	風-3-7
第 2 水防組織	風-3-8
第 3 水防本部の連絡系統	風-3-16
第 4 河川工作物の操作	風-3-17
第 5 巡視及び警戒	風-3-17
第 6 水防作業	風-3-18
第 7 緊急通行	風-3-19
第 8 決壊時の処置並びに決壊後の処置	風-3-19

第9	費用負担と公用負担	風-3-20
第10	安全配慮	風-3-20
第11	被害あるいは変状についての調査	風-3-21
第12	応急対策・応急復旧	風-3-21
第13	避難	風-3-22
第14	水防配備の解除	風-3-22
第3節	市災害対策本部	風-3-23
第1	市災害対策本部	風-3-23
第3	国、県及び防災関係機関との連携	風-3-26
第4	災害救助法の適用手続等	風-3-26
第4節	情報の収集・伝達計画.....	風-3-27
第1	気象注意報・警報等の伝達	風-3-27
第2	特別警報の伝達	風-3-35
第3	洪水予報・水防警報 【水防】	風-3-36
第4	通信計画	風-3-40
第5	被害情報等収集報告取扱	風-3-41
第6	災害広報計画	風-3-41
第5節	消防・救助救急・危険物等対策の計画	風-3-42
第1	消防活動	風-3-42
第2	救急・救助	風-3-42
第3	危険物等の応急対策	風-3-42
第4	惨事ストレス対策	風-3-43
第6節	警備・交通規制計画.....	風-3-44
第1	災害警備計画	風-3-44
第2	交通規制計画	風-3-45
第7節	避難計画	風-3-46
第1	避難方法	風-3-46
第2	避難指示等	風-3-47
第3	警戒区域の設定	風-3-52
第4	避難のための立退き 【水防】	風-3-53
第5	避難誘導	風-3-53
第6	指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保	風-3-54
第7	指定避難所等の開設	風-3-54
第8	避難所の運営	風-3-54
第9	広域一時滞在	風-3-55

第10	避難所外被災者への対応	風-3-55
第11	他自治体からの避難者の受入れ	風-3-55
第8節	医療救護・防疫等活動計画	風-3-56
第9節	救援計画	風-3-56
第10節	広域応援要請計画	風-3-56
第11節	自衛隊派遣要請計画	風-3-56
第12節	生活関連施設等の応急復旧計画	風-3-57
第1	ライフライン施設等の応急対策	風-3-57
第2	道路・橋梁	風-3-58
第3	交通施設	風-3-58
第4	その他公共施設	風-3-58
第13節	応急教育計画	風-3-60
第14節	障害物の除去・清掃計画	風-3-60
第15節	公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画	風-3-60
第16節	ボランティア協力計画	風-3-60
第17節	要配慮者等の安全確保対策	風-3-61
第1	避難誘導等	風-3-61
第2	社会福祉施設等における安全確保対策	風-3-62
第3	在宅要配慮者の安全対策	風-3-62
第4	外国人の安全確保	風-3-62
第18節	雪害対策	風-3-63
第19節	帰宅困難者対策	風-3-64

第1章 総則

第1章 総 則

流山市では水害への対策として、流山市地域防災計画（地震災害対策・風水害等対策編）のほか、水防法（昭和24年法律第193号）第33条に基づく「流山市水防計画」を取りまとめていたが、体制を整理・強化し、水害に対して遅滞なく対応するため、流山市水防計画を統合した流山市地域防災計画「風水害等対策編」を新設した（令和5年度）。

水防活動に関連する項目（旧水防計画の内容等）には、**【水防】**のマークを付記する。

第1節 計画の目的・構成

1 計画の目的 **【水防】**

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び流山市防災会議条例（昭和37年流山市条例第18号）第2条の規定に基づき「流山市地域防災計画」の「風水害等対策編」として流山市防災会議が策定するものである。

本市は、東日本大震災（平成23年）を踏まえ、教訓の反映や被害想定の見直し等を行い、平成24年度に地域防災計画を修正するとともに、事業継続計画（BCP）及び災害時職員初動マニュアルを策定した。

さらに、その後の東日本大震災による新たな教訓や平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害、令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）等による災害対策基本法等の改正を踏まえ、より実効性の高い計画を作成することが必要となった。

この計画では、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、流山市における風水害等の災害に係る予防、応急対策及び復旧に関し、必要な体制を確立するとともに、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な災害対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

この風水害等対策編は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、千葉県知事から指定された指定水防管理団体たる流山市が、同法第33条第1項の規定に基づき、流山市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、流山市の地域にかかる河川の洪水、内水（同法第2条第1項に定める雨水出水。）、高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 計画の構成

流山市地域防災計画は、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」、「大規模事故災害対策編」、「複合災害対策編」の4編で構成し、本編はこのうちの「風水害等対策編」である。

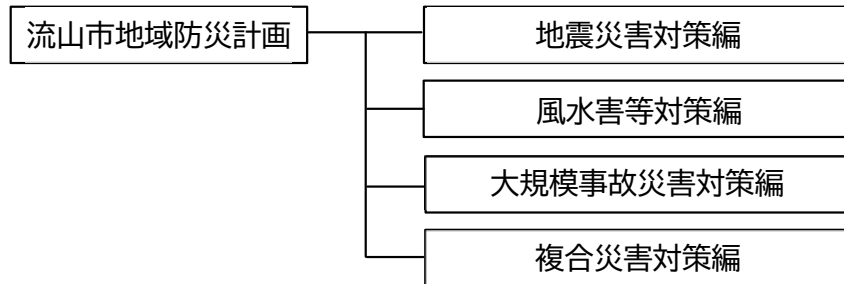


図 1-1-1 計画の構成

「風水害等対策編」は、「総則」、「災害予防計画」及び「災害応急対策計画」の3章で構成される。

また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき災害対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。

さらに、住民及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模災害に対する備えを促進するものとする。

本計画の構成と主な内容を以下のとおりとする。

表 1-1-1 計画の構成及び主な内容

構 成	主 な 内 容
第1章 総 則	災害対策の基本方針、市及び防災関係機関等が災害に対して処理すべき業務の大綱等、過去の災害記録、市に影響が懸念される風水害と防災アセスメント調査による水害被害想定
第2章 災害予防計画	災害による被害を最小限に止めるため、市及び防災関係機関等が行う災害予防事業並びに住民、事業者等が日頃から行うべき措置等
第3章 災害応急対策計画	災害発生直後から応急対策の終了に到るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等

3 水防に係る用語の定義 **【水防】**

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市（流山市）をいう。（水防法第2条第2項）

本市は水防上、公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として、水防法第4条による指定水防管理団体に指定（昭和57年4月1日）されている。

(2) 水防管理者

水防管理団体である市の長（流山市長）をいう。（水防法第2条第3項）

(3) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。（水防法第2条第4項）

(4) 水防警報

洪水によって、災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（水防法第2条第8項）

第2節 計画の基本方針

地震災害対策編 第1章 「第2節 計画の基本方針」を準用する。

第3節 水防の責任等 **【水防】**

第1 水防の責任

1 流山市

市は、県水防計画に基づき、市域内の水防を十分果たすべき責任を有する。（水防法第3条）

市長（水防管理者）は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合における浸水想定区域の指定があったときは、本計画（地域防災計画）において、洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法及び避難場所等を定め、住民に周知するための印刷物の配布など必要な措置を講じなければならない。（水防法第15条）

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川（江戸川、利根運河、坂川）については大臣から、知事が指定した河川（富士川、今上落、大堀川）については知事から、洪水予報が市長（水防管理者）に通知される。

2 千葉県

県は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるよう指導及び確認すべき責任を有する。（水防法第3条の6）

また、知事が洪水予報を行う河川（洪水予報河川）以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した水位情報を周知する河川（水位周知河川）については、避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。（水防法第13条）

3 気象庁

気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められたときは、洪水予報・警報を行いその状況を国土交通大臣及び都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて各種の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水防法第10条）

4 国土交通大臣及び気象庁長官

2 以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で、洪水による国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（洪水予報河川）等について、国土交通大臣は気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して洪水予報を行い、その状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水防法第10条）

5 国土交通大臣又は千葉県知事

国土交通大臣又は千葉県知事は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）等について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（水防法第13条）

また、河川の想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合における浸水想定区域を指定し、公表するものとする（水防法第14条）とともに、洪水等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めるときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。（水防法第16条）

6 通信機関

通信機関は、水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。（水防法第27条）

7 一般市民

一般市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は、自らの安全の確保を最優先するとともに地域で共に助け合い、進んで水防に協力しなければならない。（水防法第24条）

第2 （市町村長および）指定水防管理団体の水防事務

指定水防管理団体の水防事務は、概ね次のとおりである。

- 1 水防団の設置（水防法第5条）
- 2 水防団員等の公務災害補償（水防法第6条の2）
- 3 平常時における河川等の巡視（水防法第9条）

- 4 水位の通報（水防法第 12 条）
- 5 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（水防第 13 条の 2 第 2 項）
- 6 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防第 14 条の 2）
- 7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（水防法第 15 条）
- 8 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第 15 条の 2 第 7 項）
- 9 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（水防法第 15 条の 3 第 4 項、第 6 項）
- 10 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（水防法第 15 条の 6、水防法第 15 条の 7、水防法第 15 条の 8）
- 11 予想される水災の危険の周知（水防法第 15 条の 11）
- 12 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（水防法第 17 条）
- 13 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（水防法第 19 条第 2 項）
- 14 警戒区域の設定（水防法第 21 条）
- 15 警察官の援助の要求（水防法第 22 条）
- 16 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（水防法第 23 条）
- 17 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第 25 条、水防法第 26 条）
- 18 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（水防法第 28 条第 3 項）
- 19 避難のための立退きの指示（水防法第 29 条）
- 20 水防訓練の実施（水防法第 32 条の 2）
- 21 （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（水防法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- 22 （指定水防管理団体）水防協議会の設置（水防法第 34 条）
- 23 水防協力団体の指定・公示（水防法第 36 条）
- 24 水防協力団体に対する監督等（水防法第 39 条）
- 25 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第 40 条）
- 26 水防従事者に対する災害補償（水防法第 45 条）
- 27 消防事務との調整（水防法第 50 条）

第3 水防活動等における安全配慮

水防活動や避難誘導の実施にあたり、活動者自身の安全も確保するため、以下の事項に留意する。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5 水防活動は原則として複数人で行う。
- 6 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 7 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 8 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 9 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 10 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第4節 流山市防災会議

地震災害対策編 第1章 「第3節 流山市防災会議」を準用する。

第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震災害対策編 第1章 「第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第6節 流山市（千葉県）の自然と災害

第1 地勢

1 位置

地震災害対策編 第1章 第5節 第1 「1 位置」を準用する。

2 地形

地震災害対策編 第1章 第5節 第1 「2 地形」を準用する。

3 河川

市の河川体系は、江戸川、利根運河、坂川の一部の一級河川（国管理）、坂川の一部、今上落、大堀川、富士川の一級河川（千葉県管理）、上富士川、神明堀、諏訪下川、八木川、宮園調整池の各準用河川で構成されている。

(1) 江戸川

一級河川である江戸川は、深井新田地先から木地先に至る延長約10.0kmの区間が市域に接しており、埼玉県との行政境を画している。

(2) 利根運河

利根運河は、本市の北端に位置しており、利根川と江戸川を連絡する柏市との行政界である東深井地先から江戸川との合流部である深井新田地先に至る延長約4.0kmが市域内区間である。

(3) 坂川

本市の野々下地先から鱈ヶ崎地先に至る市内延長約4.0kmが市域内区間である。

(4) 今上落

本市の深井新田地先から流山1丁目地先の江戸川との合流点に至る延長約6.7kmの河川である。

(5) 大堀川

本市の美田地先から手賀沼に至る延長約7.0kmの河川である。

(6) 富士川

本市の前ヶ崎地先から芝崎地先に至る延長約3.7kmの河川である。

(7) 準用河川上富士川

本市の前ヶ崎地先に位置し、富士川に至る延長約0.4kmの河川である。

(8) 準用河川神明堀

本市の木地先から松戸市に至る市内延長約0.73kmの河川である。

(9) 準用河川諏訪下川

本市の東深井地先と柏市大青田地先の市境に位置し、延長約0.1kmの河川である。

(10) 準用河川八木川

本市の野々下地先から坂川に合流するまでの延長約0.1kmの河川である。

(11) 準用河川宮園調整池

本市の宮園3丁目に位置する延長約0.075kmの調整池である。

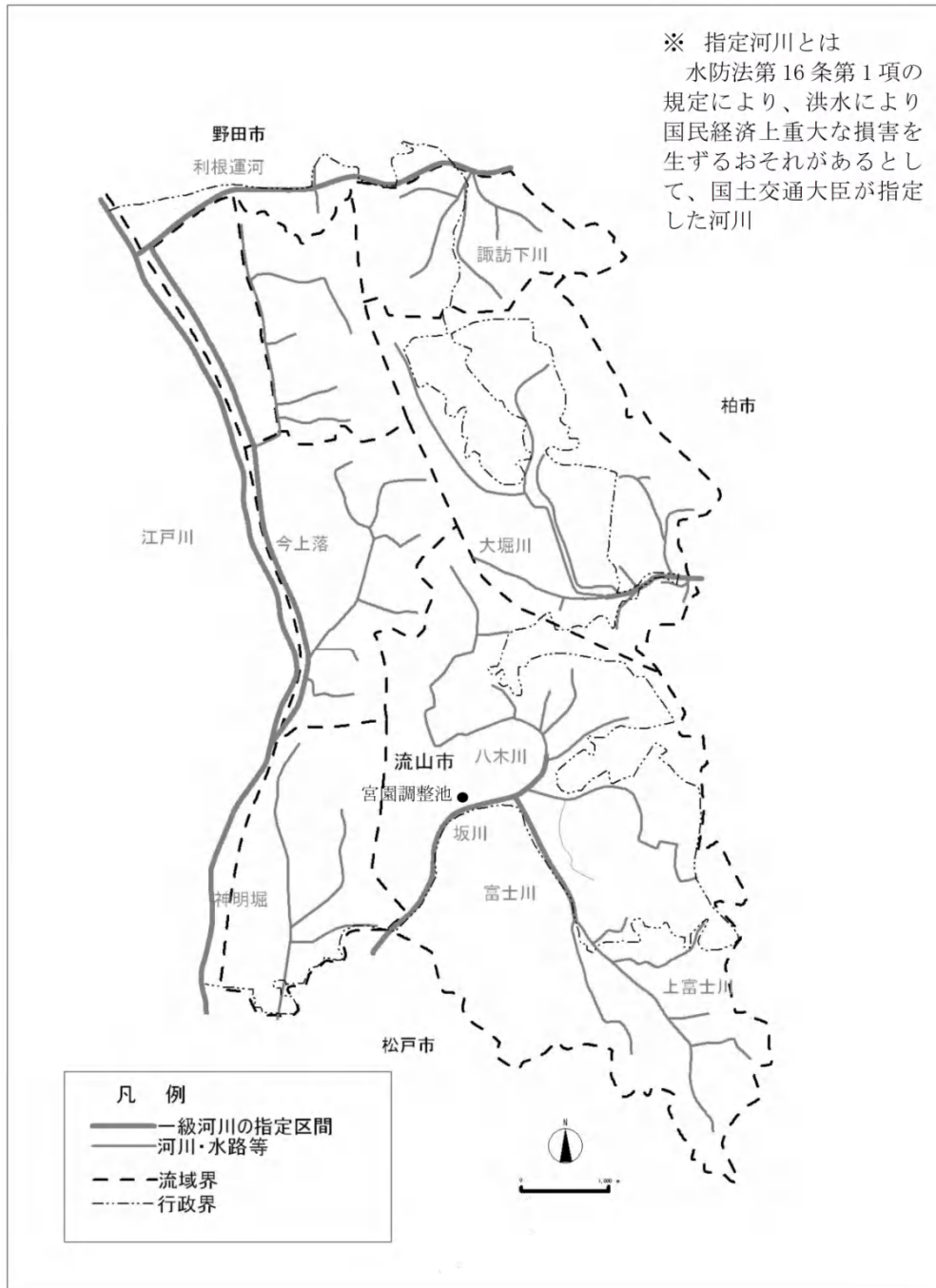


図1-6-1 流域図

第2 地質

地震災害対策編 第1章 第5節 「第2 地質」を準用する。

第3 気象

本市の気候は、関東中部の内陸性気候に支配されるため、四季を通じて気温の変化はあるが、寒暑とも激しくなく、一般に温暖で適度の雨量に恵まれている。

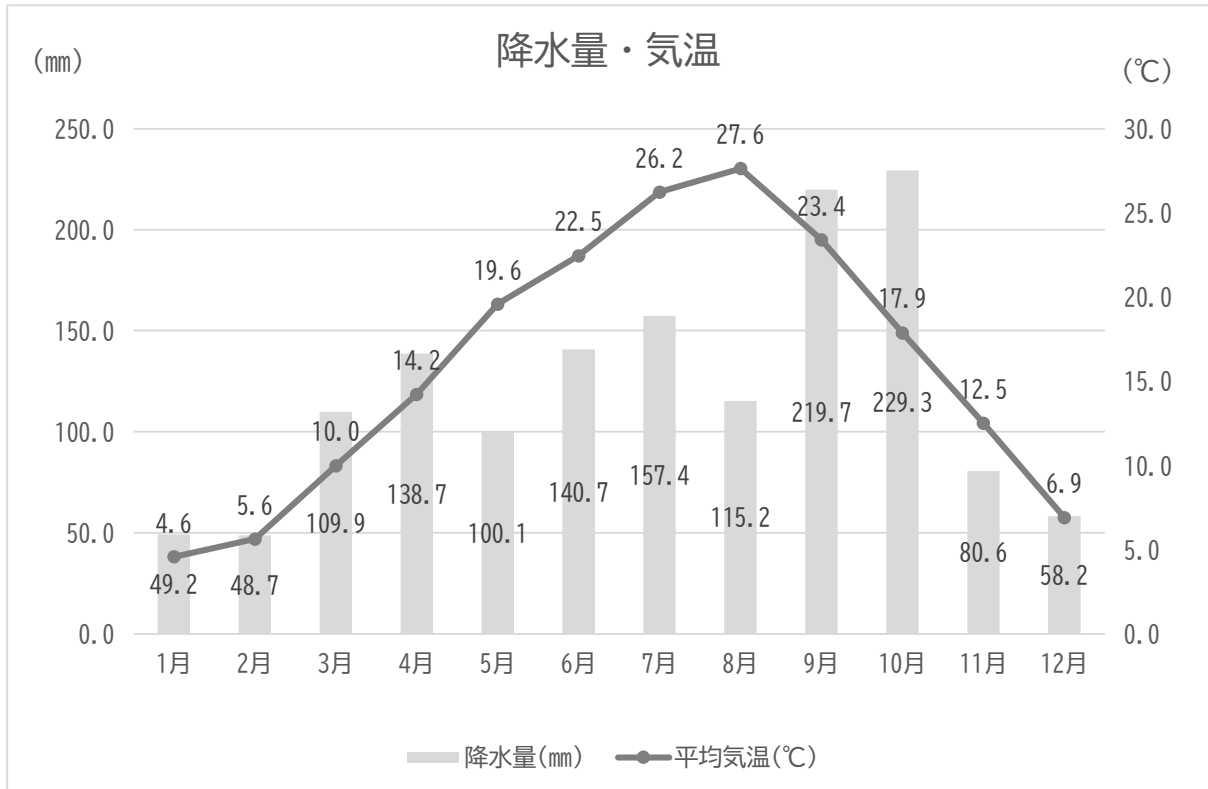


図 1-6-2 過去 10 年間の平均降水量と平均気温の分布（平成 25 年～令和 4 年）

第4 社会環境

地震災害対策編 第1章 第5節 「第4 社会環境」を準用する。

第5 過去の風水害

本市における昭和48年以降の風水害による主な被害状況は、次のとおりである。

(1) 昭和56年台風24号

昭和56年10月22日から同23日未明にかけて襲来した台風24号は、192.3mmの降雨量となり、市内の坂川、富士川、大堀川、準用河川上富士川、同神明堀その他水路が氾濫し、床上浸水175世帯等の被害を生じ、本市のほか、市川市、船橋市、松戸市、柏市、我孫子市及び浦安市に災害救助法（昭和22年法律第118号）（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第2号）が適用された。

(2) 平成3年台風18号

平成3年9月19日に襲来した台風18号は、255.0mmの降雨量となり、床上浸水26世帯、床下浸水216世帯、道路冠水34路線、道路通行止9路線、崖崩れ10か所等の被害が生じた。

(3) 平成3年台風21号

平成3年10月12日に襲来した台風21号は、10月6日から停滞していた秋雨前線を刺激し、雨が降り始めた10月6日から台風が通過した10月14日までの9日間に、市の総降水量は多いところで305.7mm（台風21号そのものによる降水量は多いところで197.2mm）に達し、床上浸水1世帯、床下浸水40世帯、道路冠水7路線、富士川3号橋の橋台の後部護岸が侵食（通行止）される被害のほか、畑の冠水による農作物の減収等の被害をもたらした。

また、長雨のため地下水が飽和状態となり、台風通過後、数日間にわたって低地地域に水が溜まり浸水するケースや、湧き水による床下浸水などの現象が起きた。

(4) 平成10年台風5号

平成10年9月15日から16日にかけて襲来した台風は、83mmの総降雨量となり、諏訪下川が氾濫した。また、江戸川の水位が9月17日午前3時には警戒水位(7.1m)を越える7.23mを記録し、河川敷野球場が大きな被害を受けた。

(5) 平成11年熱帯性低気圧の影響による大雨

平成11年7月21日の熱帯性低気圧の影響による大雨では、消防本部で56mm、中央消防署東分署で27mmの総降雨量に対し、北分署（当時）では130mmの総降雨量を記録し、床下浸水96世帯、道路冠水5か所、通行止め4か所、道路損壊3か所、くみ取り100件の被害のほか、落雷により14か所の防災行政無線子局が故障する被害をもたらした。

(6) 平成13年雷雨に伴う大雨

平成13年6月7日に防災業務支援情報から、夕方を中心に時間20mm前後の強い雨が降る情報が出された。同日16時48分には千葉県北西部に大雨洪水警報が発令され、消防本部では26mm、北消防署24mm、中央消防署東分署26mm、中央消防署南分署44.5mmの総雨量を記録し、道路冠水5か所の被害をもたらした。

(7) 平成13年台風11号

平成13年8月20日から22日にかけて台風11号が接近した。消防本部で46mm、北消防署55mm、中央消防署東分署60.5mmの総雨量を記録し、道路損壊3か所、倒木2か所(市野谷、思井)の被害をもたらした。

(8) 平成13年台風15号

平成13年9月11日11時頃から風が強くなり、13時ごろをピークに次第に弱まった。中央消防署南分署で67mmの総雨量を記録した。

江戸川の増水に伴い利根運河も増水し、東深井地先諏訪下川の樋門を閉鎖したところ、川の水が溢水し、市営住宅大橋団地(1~4号棟)の床下浸水、集会所の床上浸水となり、大橋団地内98世帯297名に避難勧告が出て、老人福祉センター、東深井福祉会館に避難した。

避難所には33世帯85名が避難し、毛布、非常用食料、飲料水が支給された。

建設協会等の協力を得て、水中ポンプで排水作業が行われた。

(9) 平成13年大雨

平成13年10月10日、消防本部で163.5mm、北消防署64mm、中央消防署東分署170mm、中央消防署南分署134mmの総雨量を記録し、道路損壊5か所の被害をもたらした。

(10) 平成16年台風22号と秋雨前線に伴う大雨

平成16年10月9日1時から時間雨量が20mmを超える強い雨が降り出し、日中には台風の通過に伴い強風となった。総雨量は消防本部で241.0mm、北消防署で247.0mmの総雨量を記録した。

大雨により、道路通行止め7か所、床上浸水4棟、床下浸水47棟の被害をもたらしたほか、強風により、倒木10本の被害をもたらした。また、平和台1号公園では、高さ10m、延長13mに渡り表層崩壊が発生したが、いずれも人的被害はなかった。なお、道路冠水箇所のうち、5か所については土嚢の要請を行った。

(11) 平成20年8月30日夜の大雨・洪水

平成20年8月30日18時7分、東葛飾地域に大雨洪水警報が発令され、野々下地先国土交通省雨量計で日雨量が160mm、特に、午後8時から10時までの2時間で140mm、午後9時から10時の間で時間当たり97mmと記録的な雨量を記録した。

大雨により、床上浸水14世帯、床下浸水142世帯、市立東部中学校の道路沿い法面等土砂崩れ3か所の被害をもたらした。

(12) 平成 23 年台風 15 号

平成 23 年 9 月 21 日から 22 日にかけて台風 15 号が襲来した。消防本部で 105.5 mm、東消防署で 116.5 mm、北消防署 124.5 mm、南消防署 137.5 mm の総雨量を記録し、自主避難者 1 名、倒木 11 か所、電線たるみ 4 か所の被害をもたらした。

(13) 平成 24 年台風 17 号

平成 24 年 9 月 30 日から 10 月 1 日にかけて台風 17 号が接近した。自主避難者 5 名、強風の影響で、家屋解体现場のフェンスの倒壊 1 件、倒木 3 件、電線切断 1 件、カーブミラーの倒壊 1 件、建築現場の仮囲いの転倒 1 件、市役所庁舎敷地内外灯 1 か所破損の被害をもたらした。

(14) 平成 25 年台風 26 号

平成 25 年 10 月 16 日に襲来した台風 26 号は、南消防署で時間最大雨量 42.5 mm、累積雨量 253 mm を記録した。大雨の影響で、床上浸水 3 棟、床下浸水 42 棟、車両水没 3 台、畑冠水 1.0ha の被害をもたらし、個人住宅の防疫衛生を 26 件行った。また、避難所を 2 か所開設した。

(15) 平成 26 年台風 18 号

平成 26 年 10 月 5～6 日に襲来した台風 18 号は、東消防署で時間最大雨量 27.0 mm、累積雨量 248.5 mm を記録した。

6 日午前には、土砂災害避難準備情報を発令したため、4 か所の福祉会館（思井、名都借、向小金、平和台）を避難所として開設した。

その後、土砂災害危険箇所等 15 か所 34 世帯に避難勧告を発令し、4 か所の福祉会館に計 22 人が避難した。

さらに、6 日午後には大雨の影響で、污水施設に大量の雨水が流入したため、下水道の使用制限を行った。

(16) 平成 27 年台風 6 号

平成 27 年 5 月 11～12 日に襲来した台風 6 号は、南消防署で時間最大雨量 42.5 mm、累積雨量 59.5 mm を記録した。大雨の影響で床下浸水 1 棟、道路冠水 16 か所の被害をもたらした。

(17) 平成 27 年台風 18 号に伴う大雨（平成 27 年関東・東北豪雨）

平成 27 年 9 月 8 日～11 日の大雨で、東消防署で時間最大雨量 26.5 mm、累積雨量 305.5 mm を記録した。大雨の影響で床下浸水 1 棟、道路冠水 21 か所の被害をもたらした。

9 日 16 時に、土砂災害警戒区域 10 世帯を対象に思井福祉会館と名都借福祉会館を避難所として開設した。9 日 21 時 37 分には、土砂災害警戒情報が発令されたため、土砂災害警戒区域に避難勧告を発表した。その後、23 時に下花輪地区（土砂災害危険箇所）3 世帯にも避難勧告を発表した。

10 日には、江戸川の増水に伴い利根運河も増水したため、東深井地先諏訪下川の樋門を閉鎖した影響で、市営住宅大橋団地内に浸水するおそれがあるため、94 世帯 225 人に避難対応を行った。森の倶楽部と東深井福祉会館を避難所として開設し、東深井福祉会館、森の倶楽部、森の図書館、北部市民プール及びエコセンターを車両避難場所として対応した。避難所では、特設公衆電話を

それぞれ2台ずつ設置した。東深井福祉会館には7世帯12人が避難し、森の倶楽部には10世帯26人が避難した。

(18) 令和元年台風15号（令和元年房総半島台風）

令和元年9月8～9日に襲来した台風19号は、野々下観測所で時間最大29mm、累加雨量104mm、我孫子観測所で瞬間最大風速29.2mを記録した。風雨の影響で、道路冠水3か所、倒木46件、家屋88件の被害をもたらした。8日16時に思井福祉会館と名都借福祉会館を避難所として開設し、思井福祉会館には3人、名都借福祉会館には2人が避難した。

(19) 令和元年台風19号（令和元年東日本台風）

令和元年10月12～13日に襲来した台風19号は、野々下観測所で時間最大23mm、累加雨量201mm、我孫子観測所で瞬間最大風速32.0mを記録した。風雨の影響で、道路冠水1か所、倒木51件、家屋等109件の被害をもたらした。

12日8時30分に17か所（北部公民館、初石公民館、各福祉会館（下花輪を除く）、キックマンアリーナ）を自主避難所として開設し、12日10時45分に土砂災害警戒区域10世帯に「警戒レベル3」避難準備・高齢者等避難開始、15時15分に「警戒レベル4」避難勧告を発表した。

13日4時には、江戸川の増水に伴い、下花輪地区・流山地区・南流山地区・木地区などの江戸川沿いの世帯に「警戒レベル3」避難準備・高齢者等避難開始を発表、同時に19か所（各小中学校、生涯学習センター）を避難所として追加開設した。

江戸川水位は、西関宿水位観測所で12日23時に4.59m、13日1時に5.88mという急激な上昇を続け、6時に観測最高位水位7.66mを記録した。避難者数は最大288世帯643人（内キックマンアリーナ159世帯424人）が避難した。

第7節 風水害の想定

第1 想定水害

流山市では、利根川、江戸川、利根運河、北千葉導水路、坂川、坂川(放水路)、坂川・新坂川、大堀川、今上落を対象とし、洪水浸水想定区域が指定されている。市内の各河川を合わせた洪水浸水想定区域（想定最大規模）に基づき、令和4年度及び令和5年度に実施した「流山市防災アセスメント調査」において、被害想定を行った。

各河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）の前提となる降雨を以下に示す。

表 1-7-1 洪水浸水想定区域（想定最大規模）の前提となる降雨

No.	対象となる洪水予報河川 または水位周知河川	想定降雨量 ※1
1	利根川	利根川流域、八斗島流域の72時間総雨量491mm ※2
2	江戸川、利根運河	
3	北千葉導水路、坂川、 坂川（放水路）	坂川流域の24時間雨量690mm ※3
4	坂川、新坂川	坂川及び新坂川流域の24時間雨量690mm ※3
5	大堀川	大堀川流域の24時間雨量690mm ※3
6	今上落	今上落流域の24時間雨量690mm ※3

※1 表 1-7-1 の想定降雨量を、以下に示す。年間降水量については平成24年度版流山市統計書～令和3年度版流山市統計書の年間降水量の平均から算出した。

※2 72時間総雨量491mm(利根川、江戸川、利根運河)：流山市の平成24年～令和3年の平均年間降水量1,312mmの約37%の雨が、3日間で利根川流域、八斗島流域に降った場合の想定降水量。

※3 24時間雨量690mm(北千葉水路、坂川、坂川(放水路)、坂川・新坂川、大堀川、今上落)：流山市の2012年～2021年の平均年間降水量1,312mmの約53%の雨が、1日間で坂川流域、坂川及び新坂川流域、大堀川流域、今上落流域に降った場合の想定降水量。

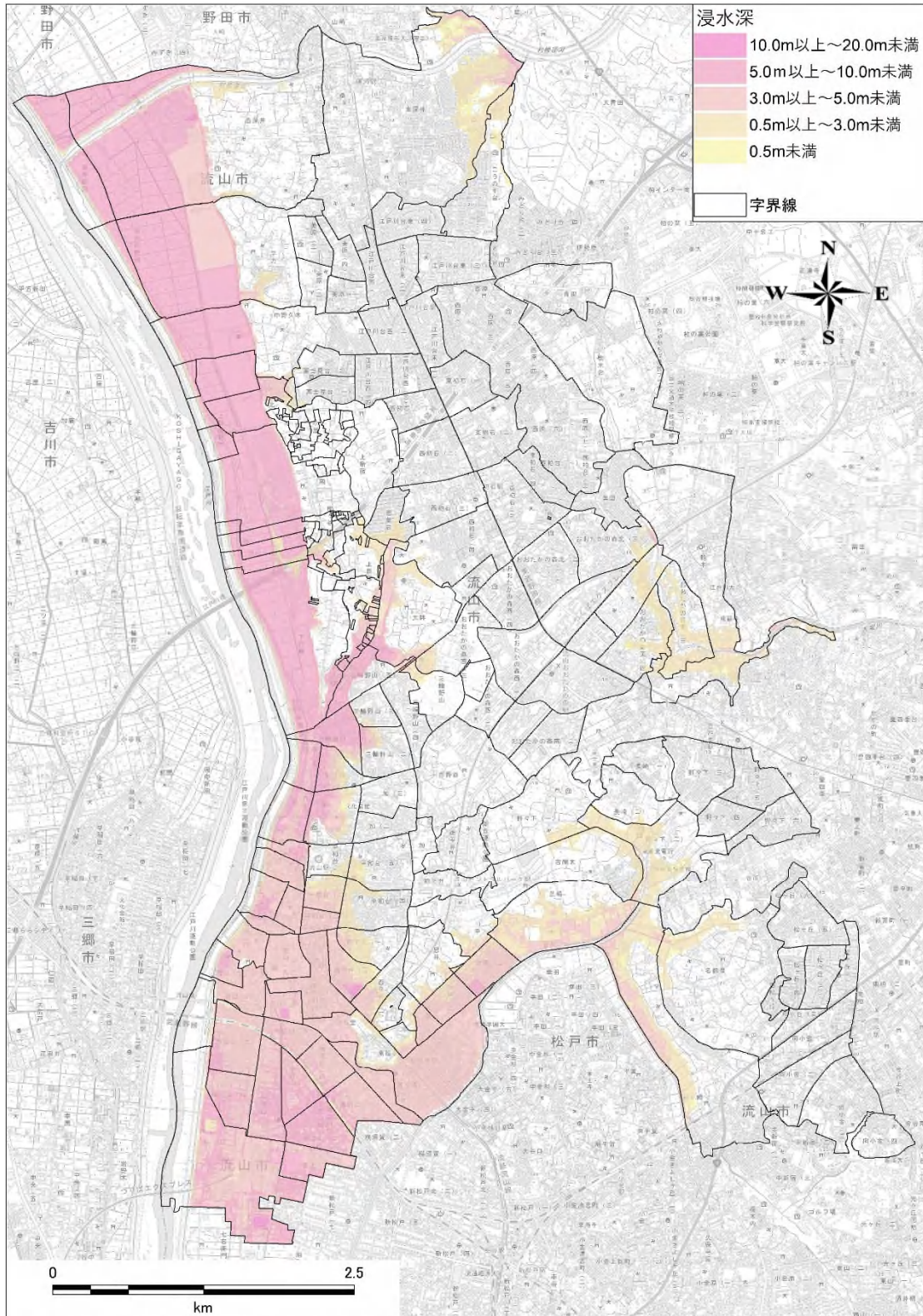


図1-7-1 市内河川(市管理準用河川を除く)の洪水浸水想定区域図(合図) ※市内浸水域のみ
出典：地理院タイルに「流山市防災アセスメント調査(令和5年度)」の結果を追記して掲載

第2 洪水による被害想定

利根川、江戸川等の市内河川のうち、市が管理するものを除いた河川における洪水浸水想定区域を基に、建物被害、人的被害の被害想定結果を次に示す。

表 1-7-2 洪水による被害想定結果（令和5年10月時点）

流域名		①江戸川	②坂川	③大堀川	④利根川	
夜間	被災人口	56,185人	39,096人	3,602人	168人	
	洪水浸水想定区域内の 災害時要配慮者	3,300人	2,010人	60人	9人	
	死者	801人	0人	0人	22人	
	直後	孤立者数	33,057人	20,846人	1,890人	96人
		うち災害時 要配慮者数	1,965人	1,117人	31人	5人
	1日後	孤立者数	29,739人	17,026人	-	96人
		うち災害時 要配慮者数	1,652人	850人	-	5人
	2日後	孤立者数	26,550人	2,230人	-	96人
		うち災害時 要配慮者数	1,396人	98人	-	5人
	3日後	孤立者数	24,440人	269人	-	96人
		うち災害時 要配慮者数	1,188人	8人	-	5人
	昼間	被災人口	46,177人	27,397人	2,417人	102人
		死者	750人	0人	0人	14人
		孤立者数	27,206人	14,016人	1,263人	58人
洪水浸水想定区域内建物棟数		13,976棟	8,842棟	730棟	70棟	
	全壊棟数	12,225棟	15棟	40棟	63棟	
	大規模半壊棟数	667棟	1,209棟	184棟	0棟	
	半壊棟数	766棟	6,393棟	388棟	2棟	
	床下浸水棟数	318棟	1,225棟	118棟	5棟	

※各流域に対応する河川は、①江戸川流域：江戸川・利根運河・今上落、②坂川流域：坂川・坂川（放水路）・新坂川・北千葉導水路、③大堀川流域：大堀川、④利根川流域：利根川である。

第3 内水氾濫による浸水履歴

近年の台風に伴う大雨や、集中豪雨、局地的大雨等により、市内で発生した浸水エリアについて、本市で把握しているものを以下に示した。なお、本市では、過去の浸水履歴を参考に、改修工事等を進めている。

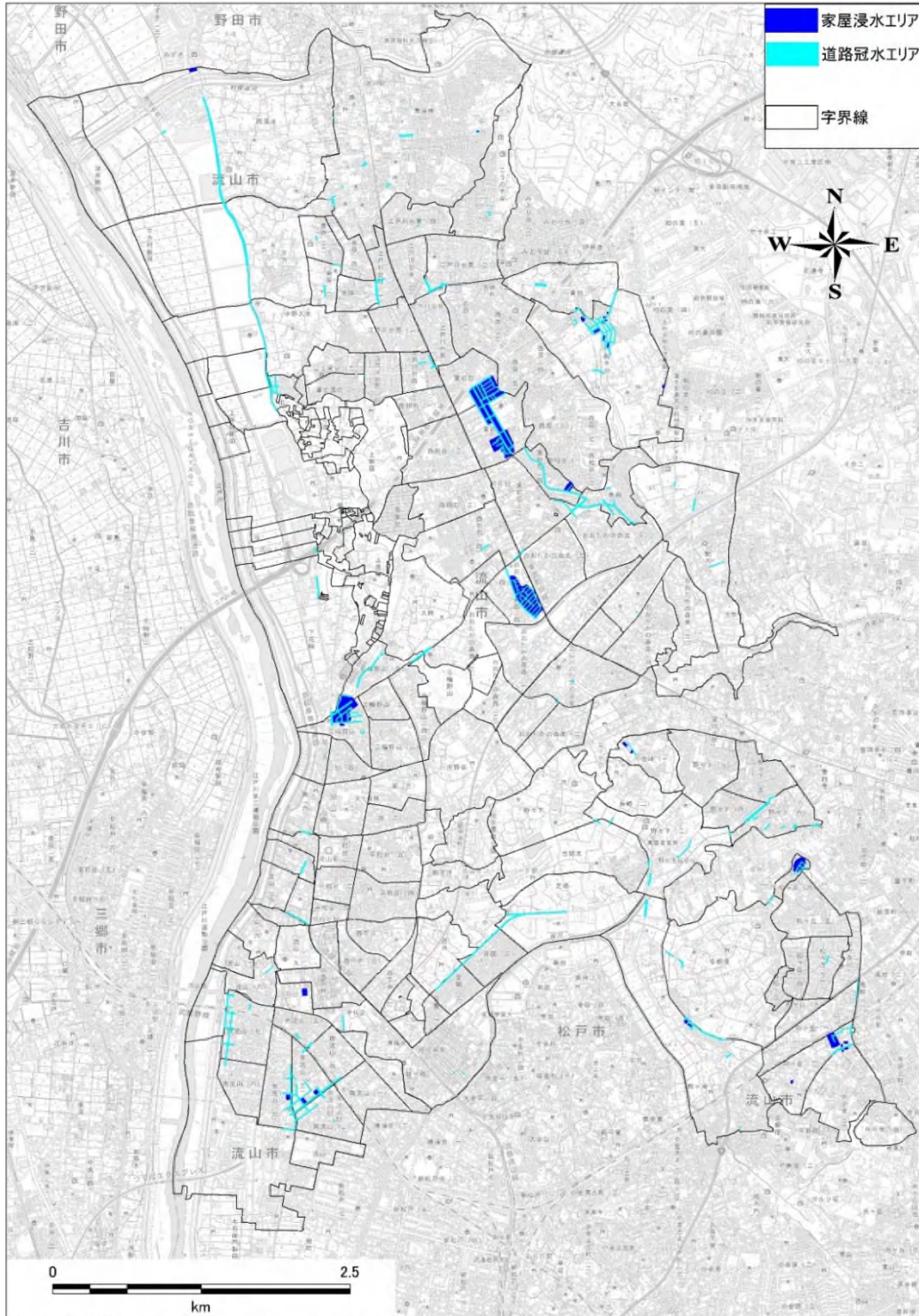


図 1-7-2 内水氾濫による浸水履歴エリア

出典：地理院タイルに「流山市内水ハザードマップ」のデータを追記して掲載

第4 高潮による浸水想定区域

高潮浸水想定区域図に基づき、想定し得る最大規模の高潮（中心気圧 910hPa 最大旋衝風速半径 75km 移動速度 73km/h）により、河川が氾濫した場合の浸水が予想される区域を以下に示す。

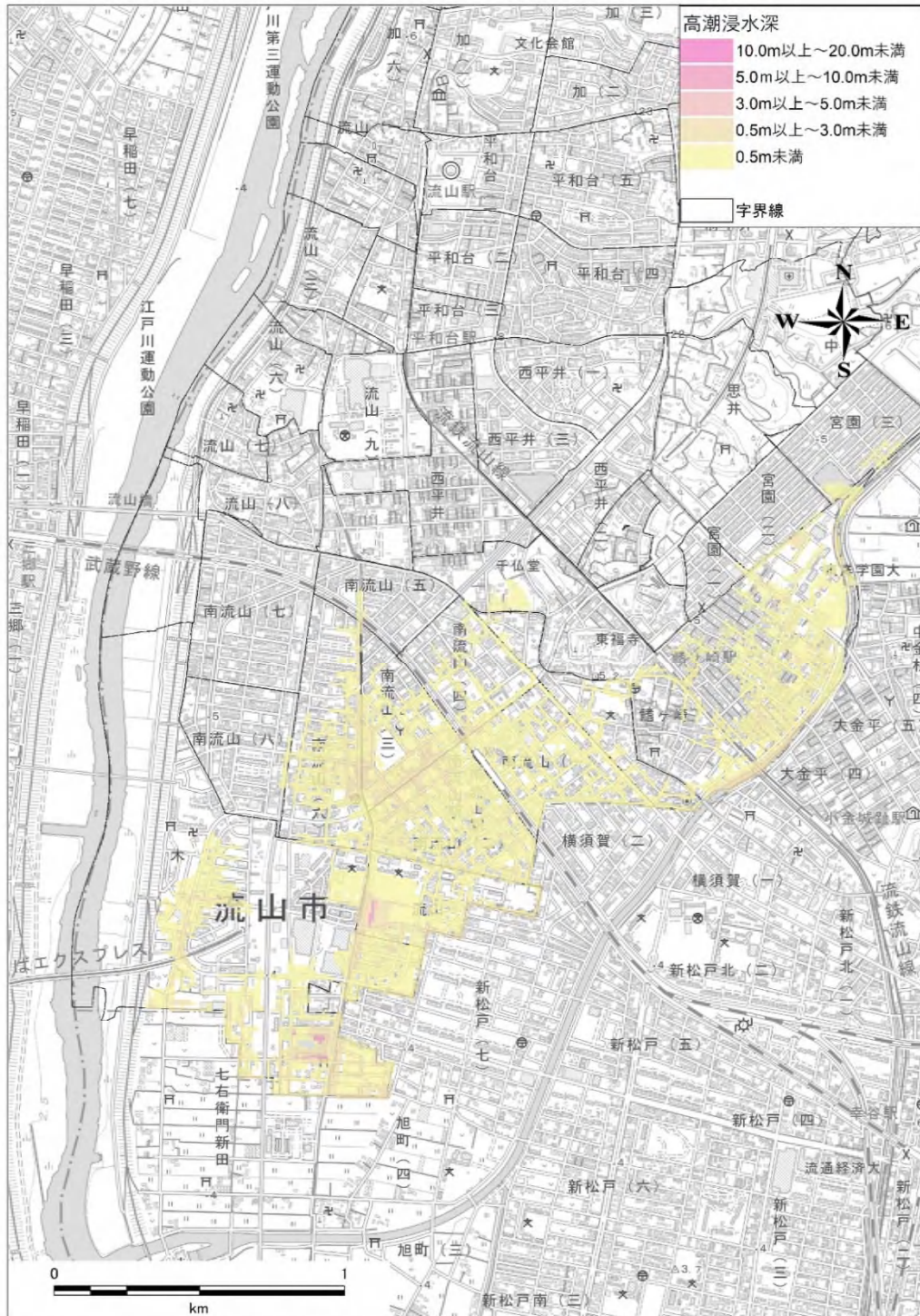


図 1-7-3 高潮による浸水想定区域(市内浸水域のみ)

出典：地理院タイルに「高潮浸水想定区域図」のデータを追記して掲載

第5 土砂災害

流山市における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく「土砂災害警戒区域・特別警戒区域」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく「急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所」が指定されている。指定状況は資料編に示されている。この区域において、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）が想定される。

第6 竜巻等による災害

短時間のうちに発生する竜巻、旋風等によって、局地的に住宅の損壊、車両の転倒、飛来物の衝突等による被害等の損壊が想定される。

第7 火山災害

流山市では、噴石や火砕流による被害は想定されづらいが、富士山、浅間山等の噴火が発生した場合、風向きや風の強さによっては降灰による、道路交通や農作物に影響が想定される。

「富士山火山防災マップ」（内閣府）では、最大2cm程度の降灰が想定されている。

第8 雪害

道路上の積雪による通行障害、公共交通機関の運休、農作物等の被害を想定する。

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 訓練及び防災知識の普及計画

災害による被害を最小限に止めるためには、市を中心とした防災関係機関の職員における迅速かつ確かな防災活動（公助）を行うための知識習得や意識醸成とともに、市民一人ひとりが、日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り（自助）、お互いに助け合う（共助）という意識と行動が必要である。さらに、市民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、地域防災力の向上を図ることが重要である。

このため市は、平常時から、被害想定等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努め、また、防災計画、防災体制、災害時の心得及び避難救助の措置等について可能な限り多様な媒体を用いて広報を行い、市職員や市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めるものとともに、防災訓練を通じて災害時の行動への習熟を図るものとする。

第1 防災広報の充実

【防災危機管理課・河川課・指導課】

防災知識の普及に関する計画は、市職員並びに市民に対する防災知識の普及に関するもので、効果的に実施することとする。なお、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、地域における生活者や女性等の多様な視点を反映したわかりやすい広報資料の作成に努める。

防災広報の充実は、次に定めるほか、以下の対策を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第1節 「第1 防災広報の充実」

1 広報すべき内容

風水害に備えるため、広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 災害予防に関する事項

- ア 災害の種別と特性（風水害、崖崩れ）
- イ 警報等や避難指示等の意味と内容の説明
- ウ 被害報告及び「災害カード」を活用した避難路、避難地、避難方法、避難時の心得の徹底

- エ 過去の災害の紹介
- オ 危険箇所の周知
 - ・ 水害・土砂災害等の災害危険箇所の公表
 - ・ ハザードマップの作成・公開
- カ 地震・洪水に関する調査結果
- キ 水害発生のおそれがあるときに各自の取るべき行動を整理したマイ・タイムラインの作成

(2) 風水害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

- ア 気象予警報の種別と対策
- イ 強風で飛ばされるおそれのある物の収納、縛着等
- ウ 避難する場合の携帯品
- エ 避難予定場所と経路等
- オ 被災世帯の心得ておくべき事項
- カ リーフレット「水害から『命』を守るためにあなたへ伝えたいこと」の確認

第2 職員の防災意識の高揚

【防災危機管理課】

■準用元

地震災害対策編 第2章 第1節 「第2 職員の防災意識の高揚」

第3 市の業務継続計画

【防災危機管理課】

市は、風水害時においても応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続することができるよう業務継続計画を策定している。実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第1節 「第3 市の業務継続計画」

第4 燃料の供給体制の整備

【防災危機管理課】

市は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第1節 「第4 燃料の供給体制の整備」

第5 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

【企画政策課・防災危機管理課】

市は、男女共同参画の視点から、流山市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第1節 「第5 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備」

第6 自主防災組織の整備

【防災危機管理課】

大規模な災害の発生に備えて、被害の軽減を図るため、市や防災関係機関のみならず、住民が自主的な防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、地域の事情に応じた自主的な防災組織を設け、日頃から災害が発生した場合を想定した予防対策を講じるよう努める。

また、自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第1節 「第6 自主防災組織の整備」

第7 事業所等の防災組織の整備

【予防課・消防署】

企業は、地域の一員として、風水害を想定し、防災・防火管理体制の強化や危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織、企業防災の促進等の対策を講じておくことが重要である。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第1節 「第7 事業所等の防災組織の整備」

第8 ボランティアの活動環境の整備

【社会福祉協議会】

風水害が発生した場合、行政及び防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想される。このような事態に備え、ボランティアの自主性を尊重しつつ、協力活動が円滑に行えるよう、平常時から NPO 等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成等、環境整備を図るとともに、ボランティアについて広く住民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努めるものとする。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第1節 「第8 ボランティアの活動環境の整備」

第9 防災訓練の充実

【防災危機管理課・各課・消防本部・消防団・事業所・自主防災組織】

市として、各防災関係機関との連携を重視した図上演習及び実動訓練を実施するとともに、各自主防災組織、事業所等に対して防災訓練の実施を働きかけ、かつ、その実施を支援する。

この際、各種災害の教訓、過去の防災訓練の課題等を踏まえ、各防災訓練毎に、目的を明確に定めるとともに、感染症が拡大している状況など様々な状況条件を設定し、それを達成するための実施要領を確立し、かつ、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにして、事後の訓練の資とする。

■準用元

地震災害対策編 第2章 1節 「第9 防災訓練の充実」

第2節 地盤災害予防計画

災害による被害を未然に防止するためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。

また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命・財産の確保に努める。

地盤災害予防計画は、次に定めるほか、以下の対策を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第2章 「第2節 地盤災害予防計画」

第1 土砂災害の防止

【防災危機管理課・道路管理課・宅地課・消防防災課・県東葛飾土木事務所】

1 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒情報の発表

ア 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報又は大雨特別警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長（水防管理者）が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と、住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。

イ 土砂災害警戒情報の発表単位

土砂災害警戒情報は市町村を発表単位とする。

ウ 土砂災害警戒情報の発表基準

大雨警報又は大雨特別警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、当該情報の発表基準に達した場合。

エ 土砂災害警戒情報の解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。または、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ、解除できるものとする。

オ 土砂災害警戒情報の伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達経路については、警報・注意報と同様とする。

カ 情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

(ア) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

(イ) 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

第3節 都市防災計画

都市基盤の未整備地等、都市構造上災害の被害が予想される地域や新たな宅地等の開発地域については、各種都市整備手法による開発指導を行うとともに、土地区画整理事業や建築物の耐震不燃化の推進、延焼遮断帯やオープンスペース等の整備、道路・橋梁やライフライン施設等公共土木施設の整備改善を図り、「安全で災害に強いまちづくり」に努めるものとする。

また、市は、女性、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、外国人等の視点も踏まえながら防災都市づくり計画を策定し、上記施策に加え密集市街地でのきめ細かな防災対策を含めた総合的な都市防災対策を推進する。

都市防災計画は、次に定めるほか、以下の対策を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第2章 「第3節 都市防災計画」

第1 ライフライン施設の耐風水害対策等

1 水道施設

【水道工務課】

水道施設の安全性を強化するため、老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限に止めるものとする。また、台風などの強風による水道施設の停電被害を防止するため、予防対策を推進する。

(1) 非常用発電設備の整備

市上下水道局は、水道施設の非常用発電設備や連絡管を計画的に整備する。

また、整備に当たっては、様々な状況への対応を想定して、複数燃料を使用できる発電機や可搬式発電機を含めた多様な方式の非常用発電設備の導入、近隣水道事業体間を含めた連絡管の整備について検討する。

(2) 非常用発電設備の燃料の確保

平成30年度に新設された国の補助制度では、燃料の貯蔵量は72時間分を限度とされたことから、市上下水道局においては補助制度を活用することなどにより、燃料備蓄量の増量を図る。

また、燃料調達に関する協定について、近隣地域の事業者との協定締結や、燃料調達に係る契約書に、優先供給に係る事項を盛り込むことを検討する。

2 電力施設

【東京電力パワーグリッド(株)東葛支社】

電力事業者は、各施設の耐風水害性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、災害による被害を最小限に止めるよう万全の予防対策を講じるものとする。

(1) 防災施設の現況

ア 変電設備

既往の浸水実績を考慮して対処するとともに、屋外鉄構の強度は風速 40 m/s の風圧に耐えられるように設計が行われている。

イ 送電設備

(ア) 架空線

計画設計時に電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

なお、軟弱地盤や活断層付近に支持物を付設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるため、その地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、風水害時における倒木等による停電被害を未然に防止するため、県と連携し、平常時から計画的な樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時から PR して一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

3 電話施設

【東日本電信電話(株)千葉事業部】

電話事業者は、風水害時においても通信の確保ができるように、平常時から設備の防災構造化を実施するほか、災害が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な措置が行えるよう万全の体制を期すものとする。

(1) 建物設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施するとともに、風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進するため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的実施と移動電源車の配備を実施する。

(2) 局内設備

ア 洪水対策として、鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

第4節 水害予防計画【水防】

河川沿岸部は、豪雨による堤防の決壊や、河川工作物の被災による浸水被害を受けやすい。

市、河川管理者及び防災関係機関は、水害に備えて河川改修の促進及び維持管理の徹底並びに重要水防区域の実態の把握、監視体制の確立等を計画的に実施する。

第1 治水対策の推進

【河川課・宅地課・下水道建設課・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所・
県東葛飾土木事務所・県柏土木事務所】

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、台風や局地的大雨及び都市化の進展などに起因する水害の発生が見られる。

このため、市は、内水排除施設（排水施設）の整備を推進するとともに、開発事業に伴う排水施設については、貯留施設等により雨水の流出量の削減を図る等の総合的な治水対策を実施し、雨水排水能力の向上を図る。

1 重要水防区域

(1) 江戸川

江戸川に係る本市の関係区域は、深井新田地先から木地先に至る延長約10.0kmである。

江戸川は、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所において河川拡幅、堤防・護岸工事等が実施されているが、越水（溢水）、堤体漏水、基礎地盤漏水の可能性がことから、重要水防区域に指定されている。

江戸川の重要水防箇所は国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、洪水計画書第4章重要水防箇所調書、直轄河川重要水防箇所一覧表のとおりである。

(2) 利根運河

利根運河のうち、本市に位置する東深井地先から深井新田地先の延長約4.0kmの範囲は、越水（溢水）、堤体漏水、基礎地盤漏水の可能性がことから、重要水防区域に指定されている。

利根運河の重要水防箇所は国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、洪水計画書第4章重要水防箇所調書、直轄河川重要水防箇所一覧表のとおりである。

(3) 坂川

坂川の重要水防箇所は国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、洪水計画書第4章重要水防箇所調書、直轄河川重要水防箇所一覧表のとおりである。

(4) 富士川

富士川の重要水防箇所は千葉県水防計画（資料編）第1章重要水防区域県管理河川・海岸・湖沼重要水防区域一覧表のとおりである。

2 重要水防箇所

重要水防箇所は、河川管理者と水防管理者及び水防団等が合同で点検を行うなど、平常時から警戒するとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にしなければならない箇所である。なお、重要水防箇所は資料編に示す。

(1) 重要水防箇所の巡視

大雨等の際、江戸川、利根運河及び坂川（以下「指定河川」という。）については、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所と連絡を密にし、重要水防箇所を重点として、堤防、樋門及び樋管等の状況を巡視する。

その他の河川については、県東葛飾土木事務所と連絡を取り、土木部、消防本部及び消防団の協力を得て、大雨等の際には巡視する。

《資料14》

3 河川改修等の事業の促進

水門樋管の設置場所は、次のとおりである。

表 2-4-1 水門樋管

河川	名称	設置場所	管理者
江戸川	新川第2排水機場	流山市上新宿新田	新川土地改良区
江戸川	流山南部排水樋管	流山市下花輪	流山土地改良区
江戸川	流山排水機場	流山市下花輪	流山市
江戸川	今上落排水樋管	流山市流山1丁目	国土交通省
江戸川	流山排水樋管	流山市流山5丁目	国土交通省
利根運河	西深井第1排水樋管	流山市西深井	国土交通省
利根運河	西深井第2排水樋管	流山市西深井	流山市
坂川	鱒ヶ崎第1樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市
坂川	鱒ヶ崎第2樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市
坂川	鱒ヶ崎第3樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市
坂川	鱒ヶ崎第4樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市
坂川	鱒ヶ崎第5樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市
坂川	鱒ヶ崎第6樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市
坂川	宮園第1樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市
坂川	宮園第2樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市
坂川	宮園第3樋管	流山市宮園3丁目	流山市
坂川	芝崎第1樋管	流山市芝崎	流山市
坂川	芝崎第2樋管	流山市芝崎	流山市
坂川	芝崎第3樋管	流山市芝崎	流山市
坂川	前ヶ崎樋管	流山市前ヶ崎	流山市
坂川	名都借樋管	流山市前ヶ崎	流山市
坂川	八木南樋管	流山市野々下2丁目	流山市
坂川	野々下樋管	流山市野々下2丁目	流山市
八木川	長崎樋管	流山市野々下2丁目	流山市
大堀川	駒木第1樋管	流山市駒木	流山市
大堀川	駒木第2樋管	流山市市駒木	流山市
利根運河	諏訪下排水樋管	柏市大青田	国土交通省

注) 1. 引用資料：流山市河川図 (H28.7 印刷)

《資料 11～14》

4 適正な流域対策の促進

流域の保全を図るため、治水施設の整備水準に適合した流域内の整備・開発等を検討し、都市計画行政等との調整により適正な土地利用を誘導するとともに、開発者への啓発・指導を強化するものとする。

5 水防備蓄資材の整備

【河川課・防災危機管理課・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所】

洪水時等における河川管理施設保全活動及び緊急普及活動を実施するため、深井新田地区において水防備蓄資材の整備に向けた調整を図るものとする。

第2 洪水・内水ハザードマップの作成

【河川課・防災危機管理課・建築住宅課・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所・
県河川整備課】

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、洪水ハザードマップと内水ハザードマップを活用し、市民に周知する。

1 洪水による浸水想定区域

市は、洪水被害の軽減を図るため、国や県による調査結果等をもとに、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の把握に努めるものとする。想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図が公表された後、市は、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として洪水ハザードマップ※を作成し、周知するものとする。

なお、既に公表されている江戸川等における想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図を基に市で作成した洪水ハザードマップを資料編で示す。

※洪水ハザードマップは、1000年程度に一度降る可能性のある大雨で一級河川江戸川等が増水し、万が一、市内の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況を表したものの。

2 災害危険区域の指定

市は、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

3 要配慮者利用施設の避難確保計画等について

市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、当該地域の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成が義務付けられる。

第3 下水道整備の推進

【河川課・下水道建設課】

浸水被害の防止を図るため、公共下水道雨水幹線についても整備を推進し、河川及び公共下水道との機能分担により、住宅区域における適切な雨水排水システムを構築するよう努める。

また、雨水貯留施設及び浸透施設の普及促進に努め、民間施設においても雨水浸透柵や透水性地下埋設管等の活用を指導するとともに、これら施設の普及を促進し、雨水の流出抑制の向上に努める。

第4 農作物の水害防止対策

【農業振興課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】

大雨によって河川が氾濫して田畑が浸出したり、洪水によって田畑が流失したり、崖崩れによって田畑が埋没する等、農地に対する直接的な被害のほか、冠水による農作物の腐敗及び病害虫の発生等間接的な被害も想定される。

1 気象情報の伝達

農作物の水害防止については、気象観測情報や被災後の適正な対処方法等を、正確・迅速に伝達する等により、水稻・畑作の水害対策が効果的に実施されるよう指導する。

2 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、一定の時間内の降水量が大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

(1) 短時間強雨

雷雨等、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、土石流、山・崖崩れ等が多発する。

(2) 短時間強雨を含む大雨(集中豪雨)

台風、低気圧、前線活動による大雨(強雨を伴う)で、山・崖崩れ、中小河川の洪水・氾濫等大きな災害に結びつくことが多い。

(3) 一様な降り方の大雨

前線活動等による大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水等の災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

第5 道路災害による事故防止

【防災危機管理課・道路管理課・流山警察署】

1 道路施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩壊、道路冠水等のおそれのある箇所については道路施設等の整備を進め、災害に強い道路づくりに努める。

また、水害時における通行禁止道路の表示体制や迅速な通行禁止の措置について、流山警察署と協議し、検討する。

2 パトロール

道路交通の危険防止と通行の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」に基づき、パトロール実施の徹底を図る。

3 緊急時における措置

災害が発生した場合には、通行の危険を防止するためのできる限りの応急措置を速やかに講じるものとする。

4 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨・出水等により道路状態が悪く、崖崩れ及び道路損壊等が予想され、交通が危険であると認められる場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく通行止めの措置をとる。なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。

第6 建造物等の水害予防措置

【道路管理課・道路建設課・宅地課・建築住宅課・河川課】

建物の床下浸水及び床上浸水の被害を軽減するとともに、雨水の流出抑制等のため、道路及び歩道等の透水性舗装への改良について検討する。

また、宅地開発等による家屋等の建築に際しては、雨水流出抑制策として雨水貯留施設及び浸透施設等の設置指導を行うものとする。

第5節 風害予防計画

台風、竜巻等の暴風雨による被害を防止するため、建物の補強や農作物の風害防止措置等の対策を講じ、風害の予防を図る。

第1 建造物等の風害予防措置

【建築住宅課】

市は、建物の倒壊防止のため、次の措置を指導・啓発して安全を図る。

ア はがれやすい戸や窓、弱い壁等を筋交い、支柱等で補強する。

イ 屋根を支える構造材は金物等で補強し、トタンには垂木を打つ等して補い、瓦は針金で補強する。

第2 農作物等の風害防止対策

【農業振興課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーン現象や竜巻、降雹を伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食を生ずる。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与える。

農作物の風害防止については、市及び農業協同組合等を通じて適切な指導を行い、被害の軽減に努めるものとする。

1 風害の恒久的対策

(1) 防風林の設置

通年的に平地では北方(冬期の季節風)や南西又は南東方に(暴風雨、台風対策のため)、傾斜地では山背風の流入を防ぐために防風林を設置するが、両側面に設置すると効果的である。

また、防風林用の樹高は、一般に高い方が防風効果も高い。樹種としては、その土地に適し、成長が早く枝条や葉が密生する樹種、耐風性があるほかに耐寒性等を持つ樹種が望ましい。

(2) 防風垣及び防風ネットの設置

防風垣は、果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお栽植果樹に接近するので、防風垣の場合は養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこととする。

(3) 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、暴風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害の被害等を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

第3 街路樹等の風害防止対策

【農業振興課・道路管理課・みどりの課】

街路樹の風害予防措置としては、根付くまでは支柱で補強する等の措置を講じる。なお、台風等に備え、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束への点検等の対策を講じる。また、腐れ、倒木のおそれのある樹木は伐採する。

第6節 雪害予防計画

本市は、温暖な気候であることから降雪量は少なく、雪害はほとんどないが、銚子地方気象台等の情報に基づき、雪害防止に努める。

第1 道路雪害防止対策

【道路管理課】

1 除雪目標

各道路種別に対する除雪目標は、次のとおりとする。

表2-6-1 除雪目標

道 路 種 別	除 雪 目 標
一 般 国 道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施すること。
主 要 地 方 道	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は早期に実施すること。
一 般 県 道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。
市 道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。
歩 道 部 及 び 歩 道 橋	歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。 なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう処置するものとする。 歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。

2 事前対策

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等に使用する車両の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

3 道路の通行規制の実施

市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行うよう努めるものとする。

4 防災知識の普及

市は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

第2 農作物等の雪害防止対策

【農業振興課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水の涵養によって生ずる冷水害等があげられる。

農作物の雪害予防については、市及び農業協同組合等を通じて適切な指導を行い、被害の軽減に努めるものとする。

1 事前対策

(1) 野菜

ア ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交いや中柱等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

イ ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に努めると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪に努める。

(2) 果樹

ア 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

イ 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置等の整備を行うこと。（本章第5節第2の1参照）

(3) 花き

- ア ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、丸太等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- イ ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- ウ 暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調整を行う。
- エ 露地ものについては、支柱を四隅に建て、マイカー線などで周囲を押さえるなど倒伏から守る。

第7節 通信基盤の整備計画

災害発生時には、国、県、市及び防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となる。被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応策の伝達・指示、応援の要請等の応急対策の速やかな実施を図るためには、情報を円滑に流通させることが極めて重要である。

そのため、平常時から、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図り、情報の収集・伝達を、人・組織の面でも機器設備の面でも支障なく実行できる体制を整備する。

なお、災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への被害が予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システムを整備し、防災関係機関との連絡や市災害対策本部の災害情報の収集・伝達機能を確保するものとする。

■準用元

地震災害対策編 第2章 「第4節 通信基盤の整備計画」

第8節 防災施設の整備計画

第1 防災拠点等の整備

【防災危機管理課・河川課】

■準用元

地震災害対策編 第2章 第5節 「第1 防災拠点等の整備」

第2 防災用備蓄の推進

【防災危機管理課・商工振興課・農業振興課・健康増進課・
社会福祉課・水道工務課・県水道局・日本赤十字社】

■準用元

地震災害対策編 第2章 第5節 「第2 防災用備蓄の推進」

第3 水防用資機材の点検・整備 **【水防】**

【河川課】

市は、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備する。水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、崖崩れ等にも対応できるよう整備に努める。また、毎年台風期前に点検整備し、不足の場合は補足配備する。

1 指定水防管理団体整備基準

水防管理団体は概ね担当堤防延長2kmについて1箇所割合で水防倉庫（木造33.3m²程度）及びその他資材備え付け場（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）を設け、次の表に示す資器材を備蓄するように努めるものとする。

品名	数量	品名	数量
土のう	3,000 袋	のこぎり	4 丁
なわ	550 kg	かま	10 丁
シート	100 枚	おの	5 丁
杉丸太 赤口 3寸2.5間	10 本	ペンチ	3 丁
〃 2.0間	30 本	鉄線 (#8)	100 kg
〃 1.0間	200 本	〃 (#10)	100 kg

品名	数 量	品名	数 量
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇籠	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若干
掛矢	10 丁		

引用：令和4年度千葉県水防計画（資料編 第4章器具、資材及び施設の整備運用ならびに輸送 第1節指定水防管理団体整備基準）

2 水防倉庫

市内の水防倉庫設置場所を以下に示す。

表 2-8-1 水防倉庫

対 象 河 川	名 称	設 置 場 所	管 理 団 体
江 戸 川	流山市水防倉庫	流山市流山9丁目500番地の43	流山市

3 輸送路線の確保

水防活動における非常時の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を想定して輸送経路図を作成し、県東葛飾土木事務所に提出しておくものとする。緊急輸送における計画は、「本章 第14節 緊急輸送体制の整備計画」に準じて行うこととする。

第4 河川への消火用水確保施設の整備

【消防防災課】

都市における河川空間は火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能を併せ持っている。

市は、消火用水の確保、施設の整備が必要な河川等の調査を実施する。

第5 災害対策本部組織体制の拡充

【防災危機管理課】

■準用元

地震災害対策編 第2章 第5節 「第5 災害対策本部組織体制の拡充」

第9節 広域応援協力体制の整備計画

市域が大規模災害に見舞われた場合には、市だけですべての対策を実施することは困難であり、また近隣の市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、広域的な地方自治体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は応援協定の締結等により、他の地方自治体等との相互の連携を強化して、防災組織に万全を図る必要がある。

広域応援協力体制の整備計画は、次に定めるほか、以下の対策を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第2章 「第6節 広域応援協力体制の整備計画」

第1 水防に係る協力応援体制の整備 **【水防】**

1 応援体制

市長（水防管理者）は、水防法第23条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

2 警察への援助要請

市長（水防管理者）は、水防法第22条により、水防のため水防区域の立ち入り禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

3 車両の移動等の措置命令、強制措置等

道路管理者、警察官及び消防機関等は、車両の移動等の措置命令、強制措置等の行為が可能である（災害対策基本法第76条の3、76条の6）。市長（水防管理者）は警察署及び道路管理者等と密接な連絡をとって、水防体制の強化を図る。

第10節 避難対策

災害が発生した場合に、住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導體制の整備を推進し、避難施設の確保・整備に努める。

第1 避難施設等の整備

【各施設所管課】

避難施設等の整備は、次に定めるほか、以下の対策を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第7節 「第1 避難施設等の整備」

1 避難場所及び避難所等の確保

避難場所及び避難所等の確保に係る対策は、基本的に地震災害対策編に準ずるが、以下に示す風水害対策も合わせて実施する。

キックマンアリーナ（市民総合体育館）は、防災備蓄倉庫、防災設備を備えていることから、防災の拠点として施設を使用する。

さらに、河川の堤防が決壊又は氾濫した場合、浸水想定区域内の住民等が一時的に避難できるよう、浸水想定区域内の小・中学校の屋上への避難も視野に入れた対策を行うとともに、民間施設等との協定締結を検討する。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第7節 第1「1 避難場所及び避難所等の確保」

2 避難場所、避難所及び広域避難場所の指定

避難場所、避難所及び広域避難場所の指定については、基本的に地震災害対策編に準ずるが、風水害時には、以下の事項に留意する。

指定緊急避難場所の指定の目安を以下に示す。

- ・各災害に対する耐災害性に優れていること。

崖崩れ、土石流、地滑り：土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に当てはまらないこと。

洪水：洪水ハザードマップに想定されている浸水想定区域の水位以上の高さに避難スペースがあり、階段その他の有効な避難経路を有すること。

内水：当該地及びその周辺に浸水等の履歴がないこと。

指定避難所の指定の目安を以下に示す。

- ・耐浸水性、耐火性を有するなど、各種災害による影響が少ないこと。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。

- (ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐浸水性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第7節 第1「2 避難場所、避難所及び広域避難場所の指定」

第2 避難誘導體制の整備

【防災危機管理課・障害者支援課・介護支援課・子ども家庭課・保育課・都市計画課・道路管理課・河川課】

避難施設等の整備は、次に定めるほか、以下の対策を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第7節 「第2 避難誘導體制の整備」

1 地下施設からの避難体制の確保 **【水防】**

アンダーパス等、局地的な低地や地下空間は、地上の水位が出入口の高さを超えると一気に流入が始まり、短時間で水位が上昇するなど、地上と異なる危険性があることを管理者、利用者などに周知する。また、本市においては、江戸川の浸水想定区域内に存在する不特定多数の者が利用する地下施設として、つくばエクスプレス南流山駅（流山市南流山2-1）及び南流山駅北口地下自転車駐車場（流山市南流山1-27）が挙げられる。したがって、このような地下施設からの避難体制の確保を図る。

(1) 避難体制の確保

- ア 地下空間の浸水危険性の周知

ハザードマップ等の活用により、地下施設の存在する区域の浸水危険性の事前周知を図るとともに、地下空間の浸水危険性等の啓発を行うための各種啓発活動や広報活動等を検討する。

イ 洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下施設管理者、地下施設利用者等に洪水予報等を的確かつ迅速に伝達することができる手法を確立する。(第3章「第4節 情報の収集・伝達計画」参照)

ウ 迅速かつ確実な避難誘導の確保

不特定多数の地下空間利用者が迅速かつ確実に避難できるように、分かりやすい非常口・避難路の誘導表示を行うとともに、その周知に努める。また、逃げ遅れた場合や緊急時のために、緊急避難用施設の設置や非常照明灯の設置等の避難対策を検討する。

エ 地下空間の浸水対策

地上出入口部のマウンドアップや防水板等による防水対策を進めるとともに、想定される浸水に対して防水機能及び浸水の遅延機能を十分に発揮できるように、防水堰、防水扉等の設置や自動化、土のう・防水パットの備蓄等を検討する。

また、電源設備等が浸水しないように、主要設備の耐水化、予備電源の確保等に努め、さらに、浸水した水を排水するポンプの拡充等に努める。

(2) 地下施設の避難確保計画の作成

水防法第15条の2に基づき、河川管理者より指定された浸水想定区域内に存在する地下街等の所有者または管理者は、単独または共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画（「避難確保計画」）を作成し、これを市に報告するとともに、公表しなければならない。

2 要配慮者が利用する施設からの避難体制の確保 【水防】

市は、水防法第15条第1項第4号口の規定に基づき、河川管理者より指定された浸水想定区域内に存在し、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（要配慮者）が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を把握する。

また、同法同条第2項の規定により、これらの施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を別途定めるものとする。

《資料128》

3 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 【水防】

水防法第15条第1項の規定では、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるとされている。

第3 避難所の開設・運営体制の整備

【防災危機管理課・コミュニティ課・市民課・保険年金課・介護支援課・高齢者支援課・障害者支援課・子ども家庭課・保育課・生涯学習課・スポーツ振興課・公民館・図書館・博物館・学校教育課・学校施設課・環境政策課】

避難所の開設・運営体制の整備においては、避難所運営体制の整備や避難所運営マニュアルの作成、ペット対策等の対策を講じておくことが重要である。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第7節 「第3 避難所の開設・運営体制の整備」

第4 帰宅困難者対策

【防災危機管理課】

市は、風水害時における帰宅困難者対策について、関係機関と協力して課題に取り組むものとする。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第7節 「第4 帰宅困難者対策」

第5 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

《災害対策基本法第86条の7》

【防災危機管理課】

市は、避難所外被災者マニュアルを整備し、指定避難所外に避難する被災者や、他の自治体に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを用意かつ確実に受けることのできる体制の整備を図るものとする。

第6 住宅に関する対策

【建築住宅課・防災危機管理課】

住宅に関する対策においては、応急仮設住宅建設候補地の確保や民間賃貸住宅等の把握等の対策を講じておくことが重要である。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第7節 「第6 住宅に関する対策」

第11節 災害医療体制の整備

大規模な災害が発生した場合における死傷者を最小限にとどめるため、救急・救助体制を整備し、救急対応力の強化を図る。また、医療救護活動を円滑に実施するため、市医療救護活動マニュアルに基づき、救護班等の派遣体制を整え初期医療に対応する。さらに、救護班及び救護所の機能を十分に発揮するため、医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図る。

第1 救急・救助体制の整備

【防災危機管理課・健康増進課・消防防災課・消防署・医療機関】

■準用元

地震災害対策編 第2章 第8節 「第1 救急・救助体制の整備」

第2 初期医療体制の整備

【防災危機管理課・健康増進課・医療機関】

初期医療体制の整備においては、救護所の環境整備や救護所における配置要員、訓練、災害医療対策会議、住民への啓発活動等の把握等の対策を講じておくことが重要である。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第8節 「第2 初期医療体制の整備」

第3 後方医療支援体制の整備

【防災危機管理課・健康増進課・社会福祉課・消防防災課・医療機関】

後方医療支援体制の整備においては、後方医療支援体制の整備や応援医療体制の整備、拠点となる病院の機能強化の要請、患者受け入れ先の確保、負傷者の搬送体制の整備等の対策を講じておくことが重要である。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第8節 「第3 後方医療支援体制の整備」

第12節 要配慮者の安全確保対策

市及び要配慮者が入所あるいは通所する要配慮者利用施設（幼稚園・保育所・社会福祉施設等）等の管理者（以下「施設管理者」という。）等は、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時における避難行動要支援者の安全確保に努める。

また、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安全確保のため、市は、地域住民、自主防災組織及び避難行動要支援者支援団体等の協力のもと、平常時における地域の避難行動要支援者の実態把握と災害時における情報の収集・伝達及び避難誘導等の支援対策の確立に努める。

さらに、市は健康福祉部を中心とした横断的組織を設け、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施する。

なお、平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正を受けて策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び令和3年の災害対策基本法の改正により努力義務化された、個別避難計画の作成を進め、避難行動要支援者の安全確保対策に努める。

第1 要配慮者に配慮した社会環境の整備

【高齢者支援課・障害者支援課・社会福祉課・介護支援課・子ども家庭課・保育課・まちづくり推進課・みどりの課・道路建設課・道路管理課・要配慮者利用施設等管理者】
要配慮者に配慮した社会環境の整備においては、バリアフリー化の促進や行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備といった対策を講じておくことが重要である。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第9節 「第1 要配慮者に配慮した社会環境の整備」

第2 在宅要配慮者への対応

【高齢者支援課・障害者支援課・社会福祉課・介護支援課・子ども家庭課・保育課・要配慮者利用施設等管理者】
在宅要配慮者への対応においては、要配慮者全般への対応や避難行動要支援者に対する事前対策といった対策を講じておくことが重要である。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第9節 「第2 在宅要配慮者への対応」

第3 要配慮者利用施設等における防災対策

【高齢者支援課・障害者支援課・社会福祉課・子ども家庭課・保育課・介護支援課・
要配慮者利用施設等管理者】

要配慮者利用施設等における防災対策においては、防災組織体制や緊急応援連絡体制、防災資
機材の整備や防災学習、防災訓練の実施といった対策を講じておくことが重要である。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第9節 「第3 要配慮者利用施設等における防災対策」

第4 外国人への対策

【防災危機管理課・企画政策課・市民課】

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」と
して位置付け、平常時から外国人に対して必要な支援を講じる。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第9節 「第4 外国人への対策」

第13節 ごみ及びし尿処理体制の整備計画

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ゴミ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民に著しい混乱をもたらすことが予想されることから、市は、「市町村震災廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）（平成30年8月策定）」及び「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン（平成25年3月策定）」に基づき、「市災害廃棄物処理計画」を平成31年3月に策定した。引き続き、本計画及び「市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制の整備を図るものとする。

第1 ごみ処理体制の整備

【防災危機管理課・クリーンセンター】

ごみ処理体制の整備においては、ごみの一時集積場の検討や収集・運搬・管理体制の確立、処理方法の検討といった対策を講じておくことが重要である。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第10節 「第1 ごみ処理体制の整備」

第2 し尿処理体制の整備

【防災危機管理課・クリーンセンター】

し尿処理体制の整備においては、災害用簡易トイレ等の備蓄や災害用簡易トイレの調達方法及び受入ヤード等の検討、仮設トイレの設置体制や収集・搬送・管理体制の確立、処理方法の検討といった対策を講じておくことが重要である。

■準用元

地震災害対策編 第2章 第10節 「第2 し尿処理体制の整備」

第 14 節 緊急輸送体制の整備計画

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

第 1 陸上輸送の環境整備

【防災危機管理課・財産活用課・道路管理課】

陸上輸送の環境整備においては、風水害時も想定し、緊急輸送道路の選定や集積場所・輸送拠点の整備、緊急輸送車両の確保といった対策を講じておくことが重要である。

■準用元

地震災害対策編 第 2 章 第 11 節 「第 1 陸上輸送の環境整備」

第 2 航空輸送の環境整備

【防災危機管理課・消防防災課】

陸上輸送の環境整備においては、市ヘリコプターの臨時離着陸場や空輸物資の集積場所・輸送拠点の整備、民間との協定締結の推進といった対策を講じておくことが重要である。

■準用元

地震災害対策編 第 2 章 第 11 節 「第 2 航空輸送の環境整備」

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに市災害対策本部を設置し、全庁を挙げて災害対策活動に従事する必要がある。したがって、適切な応急活動を行うため、市災害対策本部における役割分担を明らかにするとともに、その初動体制、組織及び事務分掌を定める。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則（千葉県地域防災計画に基づく）を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・ 疑わしいときは行動せよ
- ・ 最悪事態を想定して行動せよ
- ・ 空振りは許されるが見逃しは許されない

第1節 市災害対策本部設置前の活動体制

災害応急活動体制については、次に定めるほか、以下の対策を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第3章 「第1節 災害応急活動体制」

第1 市災害対策本部設置前の活動体制

【市各班】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合や市内で被害が発生した可能性がある場合、迅速な対応を図るため、市災害対策本部が設置されるまでの間は、準備配備又は注意配備、警戒配備の体制により、災害応急活動を行うものとする。配備基準は次のとおりとする。

表 3-1-1 市災害対策本部設置前の配備基準

配備体制	配備基準	備考 (水防計画における体制)
準備配備	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表若しくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 (イ) 水防団待機水位 (指定河川)	水防準備体制
注意配備	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表若しくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ) 水防法に基づく予報 a. 指定河川の氾濫注意情報	水防注意体制
警戒配備	ア 流山市に次の警報等の 1 以上が発表され、市長が必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 暴風警報 c. 洪水警報 (イ) 水防法に基づく予報 a. 指定河川の氾濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	水防警戒体制 水防本部設置

なお、各配備の決定等に際し、次の職の者の連絡不能等による職務の代行順位は以下のとおりとする。

職名	第 1 順位	第 2 順位
市長	副市長	土木部長
各課長	各課課長補佐	—

1 準備配備

(1) 準備配備の決定

ア 流山市域及び隣接市域に次の注意報等の 1 以上が発表若しくは伝達されたとき、又は、深夜から明け方に次の注意報の発表が予想され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき

(ア) 気象業務法に基づく予報

a. 大雨注意報

(イ) 水防団待機水位 (指定河川)

イ 河川課長及び防災危機管理課長は、準備配備を実施する基準に照らして、準備配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び消防長に、所要の意見を具申するものとする。

ウ 上記意見具申を受けて、土木部長、市民生活部長及び消防長は協議して準備配備を決定し、河川課長及び防災危機管理課長に対して所要の指示をする。

(2) 準備配備の伝達等

ア 防災危機管理課長は、準備配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課に報告・通報するものとする。

イ 各部長等は、伝達を受けた内容を各課長等に対して伝達するとともに、所要の指示をするものとする。

ウ 防災危機管理課長と秘書広報課長は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機関を通じて、準備配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。

(3) 配備人員の基準

ア 防災危機管理課の全職員

イ 各課長等が予め指名する職員

ウ 河川課、道路管理課、消防防災課の課長及び職員数名

エ 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲

(4) 職員の参集

ア 各課長等は、準備配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。

イ 予め指定された職員は、報道等によって、準備配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。

(5) 情報の収集及び分析

ア 各課長等は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。

イ 河川課長及び防災危機管理課長は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課等に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。

(6) 準備配備の終了

準備配備の終了及びその伝達等は、次の基準に照らし、決定に準じて実施するものとする。

ア 災害が現に生じておらず、かつ、生じるおそれがないと認めるとき

- イ 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大するおそれは無いと認めるとき
- ウ その他、必要なしと認めるとき

2 注意配備

(1) 注意配備の決定

- ア 河川課長及び防災危機管理課長は、注意配備を実施する基準に照らして、注意配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び消防長に、所要の意見を具申するものとする。
- イ 上記意見具申を受けて、土木部長、市民生活部長及び消防長は協議して注意配備を決定し、河川課長及び防災危機管理課長に対して所要の指示をする。

3 警戒配備

(1) 警戒配備の決定

- ア 河川課長及び防災危機管理課長は、警戒配備を実施する基準に照らして、警戒配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接市長に所要の意見を具申するものとする。
- イ 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、警戒配備及び水防本部の設置を決定し、河川課長及び防災危機管理課長に対して所要の指示をする。

(2) 配備人員の基準

- ア 防災危機管理課の全職員
- イ 水防本部の本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員、各公共施設の管理者
- ウ 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲

(3) 職員の参集

- ア 各課長等は、警戒配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。
- イ 予め指定された職員は、報道等によって、準備配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務（水防本部の事務等については、本章第2節「第2 水防組織」を参照。）に従事するものとする。

(4) 配備検討会議※風水害については、水防本部の組織体制に準ずる。

- ア 目的
収集・分析した情報を共有しつつ、市としての対処方針及び所要の処置事項を決定する。

イ 構成員

市長
副市長
教育長
上下水道事業管理者
総合政策部長
総務部長
財政部長
市民生活部長
健康福祉部長
子ども家庭部長
経済振興部長
環境部長
まちづくり推進部長
土木部長
議会事務局長
生涯学習部長
消防長
防災危機管理課長

ウ 議長等

議長	市長
議事進行	市民生活部長又は防災危機管理課長
事務局長	防災危機管理課長

エ 場所及び配置

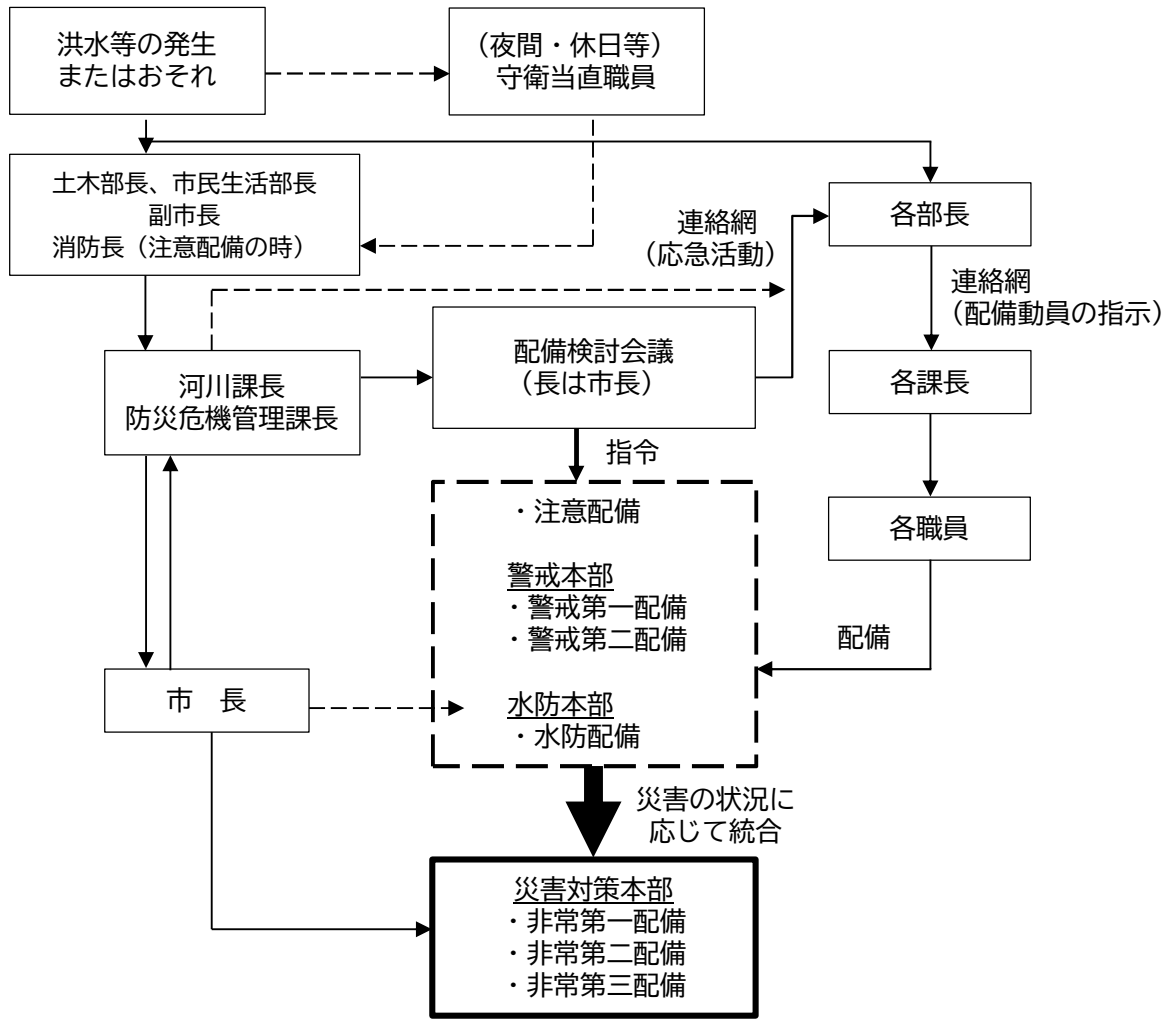
場所	流山市役所第1庁舎庁議室
配置	災害対策本部室の配置に準ずる。

オ 招集

配備検討会議は、議長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、防災危機管理課が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においてはメール及び電話を用いて実施する。

カ 第1回開催時間

課業時間内に発災した場合	発災1時間後を基準
課業時間外に発災した場合	発災2時間後を基準



第2節 水防本部 **【水防】**

第1 水防本部の設置と配備体制

【災対本部事務局・河川班・消防本部】

1 水防本部の設置

次のいずれかに該当する場合であって市長（水防管理者）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、流山市水防本部を設置する。

- ア 関係官署から水防に関する予報及び警報が発せられ、被害発生のおそれがあるとき。
- イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

2 水防本部の設置場所

流山市水防本部の設置場所は、流山市役所第1庁舎庁議室とする。ただし、必要に応じてその場所を変更することができる。

3 水防本部の解散

水防管理者は、次のいずれかに該当する場合、流山市水防本部を解散する。

- ア 指定河川が氾濫注意水位以下に減水し、また雨水出水の危険のおそれが解消したとき。
- イ 県水防本部（東葛飾土木事務所）から水防解除指令を受けたとき。
- ウ 水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の解散は、災害対策本部の指示による。

4 災害対策本部との関係

市長が災害対策本部を設置し、水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の基準は次のとおりとする。

- ア 江戸川氾濫危険情報が発表されたとき（避難指示の発令を判断）
- イ 上記以外の河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき

なお、上記イのように災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合には災害対策本部を設置するが、そこまで至らない場合で、集中豪雨等による市内中小河川の氾濫や低地での内水氾濫による被害が発生した場合には、水防本部を設置し、対策活動を実施する。

水防本部と災害対策本部の組織の対応関係については、図 3-2-1 に示している。また、水防本部の配備基準は次のとおりである。

表 3-2-1 水防本部の配備基準

配備基準		配備人員
水防本部設置前 水防準備体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表若しくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア) 気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 (イ) 水防団待機水位（指定河川）	防災危機管理課、河川課、道路管理課、道路建設課、消防防災課の課長及び職員数名
水防本部設置前 水防注意体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表若しくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア) 気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ) 水防法に基づく予報 a. 指定河川の氾濫注意情報	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課、道路建設課、下水道建設課の課長及び職員数名
水防本部設置 水防警戒体制	ア 次の警報の 1 以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めたとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ) 水防法に基づく予報 a. 指定河川の氾濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者
水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	ア 次の警報が発表されたとき (ア) 水防法に基づく予報 a. 指定河川の氾濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき	—

第 2 水防組織

水防組織は次のとおりとし、警戒配備に準じた配備人員とする。

1 水防本部の組織系統

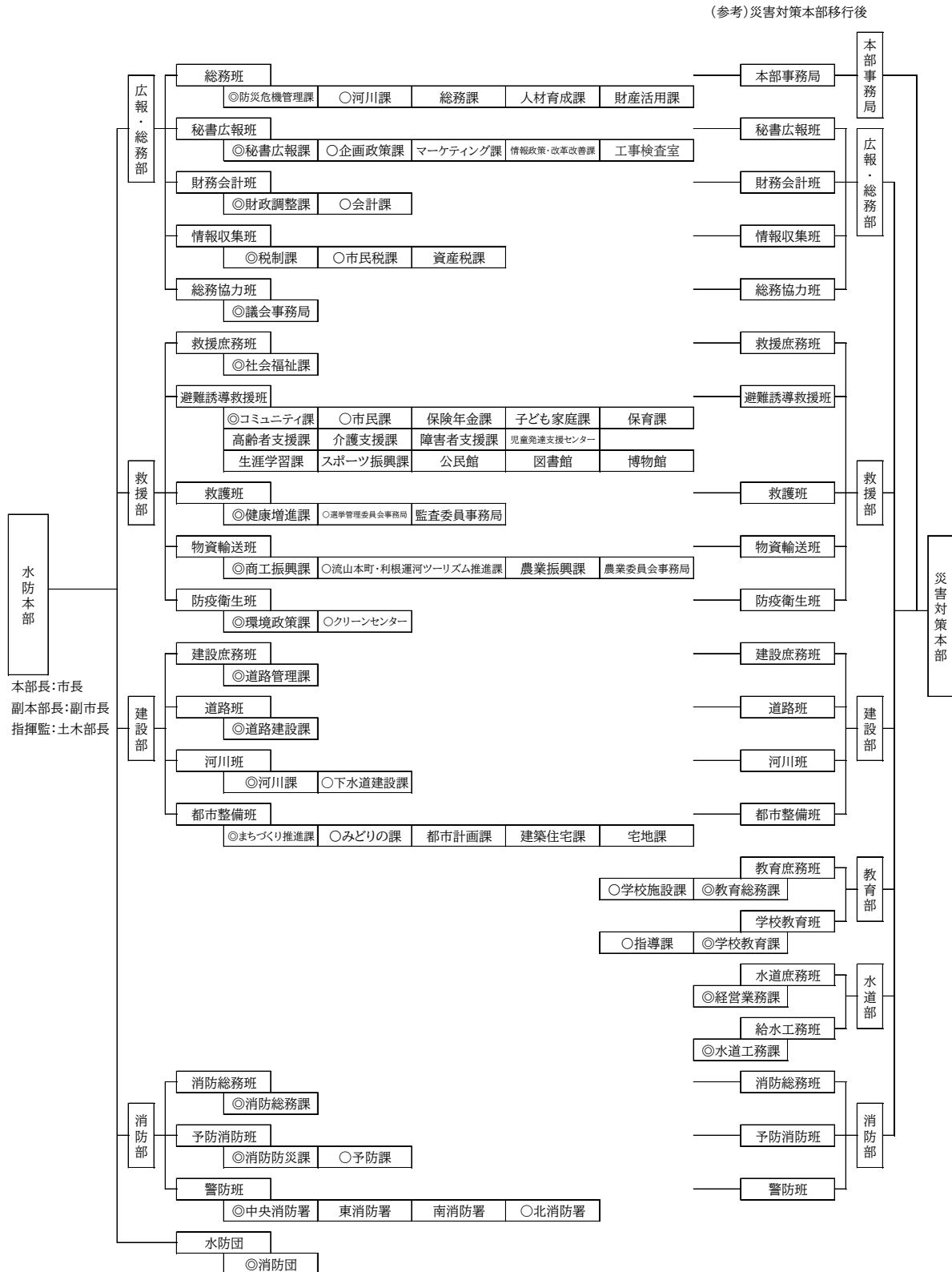


図 3-2-1 市水防本部組織図

表 3-2-2 本部室構成

本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	指揮監	土木部長
	本部員	教育長
		上下水道事業管理者
		総合政策部長
		総務部長
		財政部長
		市民生活部長
		健康福祉部長
		子ども家庭部長
		経済振興部長
		環境部長
		まちづくり推進部長
		会計管理者
		議会事務局長
		選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長		
農業委員会事務局長		
教育総務部長		
学校教育部長		
生涯学習部長		
消防長		
水防団長（消防団長）		
その他本部長が必要と認めた者		

2 水防本部の事務分掌

表 3-2-3(1) 水防本部の編成及び本部の事務分掌(1/4)

本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌
本部長	市長	水防本部の事務を総括する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。
指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。
本部員	教育長 上下水道事業管理者 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 経済振興部長 環境部長 まちづくり推進部長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 教育総務部長 学校教育部長 生涯学習部長 消防長 水防団長（消防団長）	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。

表 3-2-3(2) 水防本部の編成及び各班の事務分掌(2/4)

部	班	事務分掌
<p>【総務部】</p> <p>◎市民生活部長</p> <p>○総務部長</p> <p>総合政策部長</p> <p>財政部長</p> <p>会計管理者</p> <p>議会事務局長</p>	<p>秘書広報班</p> <p>◎秘書広報課長</p> <p>○企画政策課長</p> <p>マーケティング課長</p> <p>情報政策・改革改善課長</p> <p>工事検査室長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 水防情報関係の広報に関する事。 3 災害時の記録及び撮影に関する事。 4 報道機関との連絡に関する事。
	<p>総務班</p> <p>◎防災危機管理課長</p> <p>○河川課長</p> <p>総務課長</p> <p>人材育成課長</p> <p>財産活用課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防本部の設置及び本部室の運営に関する事。 2 職員の動員配置及び労務供給に関する事。 3 水防対策従事者名簿の作成に関する事。 4 水防情報の総括及び報告に関する事。 5 警報の伝達に関する事。 6 高齢者等避難に関する事。 7 関係機関との連絡調整に関する事。 8 各部各班との連絡調整に関する事。 9 県・市防災行政無線の運用統制に関する事。 10 流山市部設置条例（以下「部設置条例」という。）第1条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 11 部の庶務に関する事。
	<p>財務会計班</p> <p>◎財政調整課長</p> <p>○会計課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急財政措置に関する事。 2 災害関係経費の出納に関する事。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関する事。 4 非常用備品等の購入に関する事。
	<p>情報収集班</p> <p>◎税制課長</p> <p>○市民税課長</p> <p>資産税課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防情報の収集及び伝達に関する事。 2 被害の調査及び集計に関する事。
	<p>総務協力班</p> <p>◎議会事務局次長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内他班の協力に関する事。

表 3-2-3(3) 水防本部の編成及び各班の事務分掌(3/4)

部	班	事務分掌
【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長 子ども家庭部長 経済振興部長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 生涯学習部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 福祉会館等の避難所開設協力に関する事 3 部の庶務に関する事
	避難誘導救援班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 保険年金課長 子ども家庭課長 保育課長 高齢者支援課長 介護支援課長 障害者支援課長 児童発達支援センター長 生涯学習課長 スポーツ振興課長 公民館長 図書館長 博物館長	1 避難所の開設・運営に関する事 2 避難所への誘導に関する事 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事 4 避難所の秩序維持に関する事 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事 6 避難行動要支援者に対する巡回相談に関する事 7 避難所外被災者への支援に関する事 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事 9 帰宅困難者対策に関する事 10 避難所の防犯活動に関する事 11 社会教育施設の応急修理に関する事 12 教育施設に係る避難所開設協力に関する事 13 文化財の保護及び復旧に関する事 14 炊き出しの協力に関する事
	救護班 ◎健康増進課長 ○選挙管理委員会事務局長次長 監査委員会事務局長次長	1 救護所の開設・運営に関する事 2 被災者の医療及び助産に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 医療品及び衛生機(器)材の調達及び保管に関する事 5 被災者の身体及び心のケアに関する事 6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事 7 感染症予防対策に関する事 8 保健活動に関する事 9 保健師・看護師の集約に関する事
	物資輸送班 ◎商工振興課 ○流山本町・利根運河ツーリズム推進課長 農業振興課長 農業委員会事務局長次長	1 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事 3 商工業関係被害の調査及び報告 4 農業関係被害の調査及び報告に関する事 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事 6 罹災中小企業者に対する金融措置に関する事 7 農業関係者への資金融資等に関する事
	防疫衛生班 ◎環境政策課長 ○クリーンセンター所長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事

表 3-2-3(4) 水防本部の編成及び各班の事務分掌(4/4)

部	班	事務分掌
【建設部】 ◎まちづくり推進部長 ○上下水道事業管理者	建設庶務班 ◎道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 建設資機材の確保に関する事。 5 建設団体等との連絡調整に関する事。 6 部の庶務に関する事。
	道路班 ◎道路建設課長	1 道路及び橋梁の巡視、応急修理及び復旧に関する事。
	河川班 ◎河川課長 ○下水道建設課長	1 水防技術に関する事。 2 河川の巡視、応急修理及び復旧に関する事。 3 下水道施設の巡視、応急修理及び復旧に関する事。 4 水門の監視及び操作に関する事。 5 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関する事。 6 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に関する事。
	都市整備班 ◎まちづくり推進課長 ○みどりの課長 都市計画課長 建築住宅課長 宅地課長	1 部内他班の協力に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 交通安全対策に関する事。 4 交通機関等との連絡調整に関する事。 5 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事。
消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 消防に係る関係機関との連絡に関する事。 3 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 4 部の庶務に関する事。
	予防消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関する事。 2 水防情報の収集及び伝達に関する事。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関する事。 4 消防職員及び水防団員（消防団員）の非常参集に関する事。 5 消防通信の統制運用に関する事。 6 消防の相互応援に関する事。 7 水防資機材の調達に関する事。
	警防班 ◎中央消防署長 東消防署長 南消防署長 ○北消防署長	1 警戒区域の設定に関する事。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎよに関する事。 3 水防工法に関する事。 4 避難活動に関する事。 5 現場広報に関する事。
消防団 ◎水防団長（消防団長）	1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関する事。 2 水防工法に関する事。 3 避難活動に関する事。	

注) 1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。
2) ○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。
3) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。

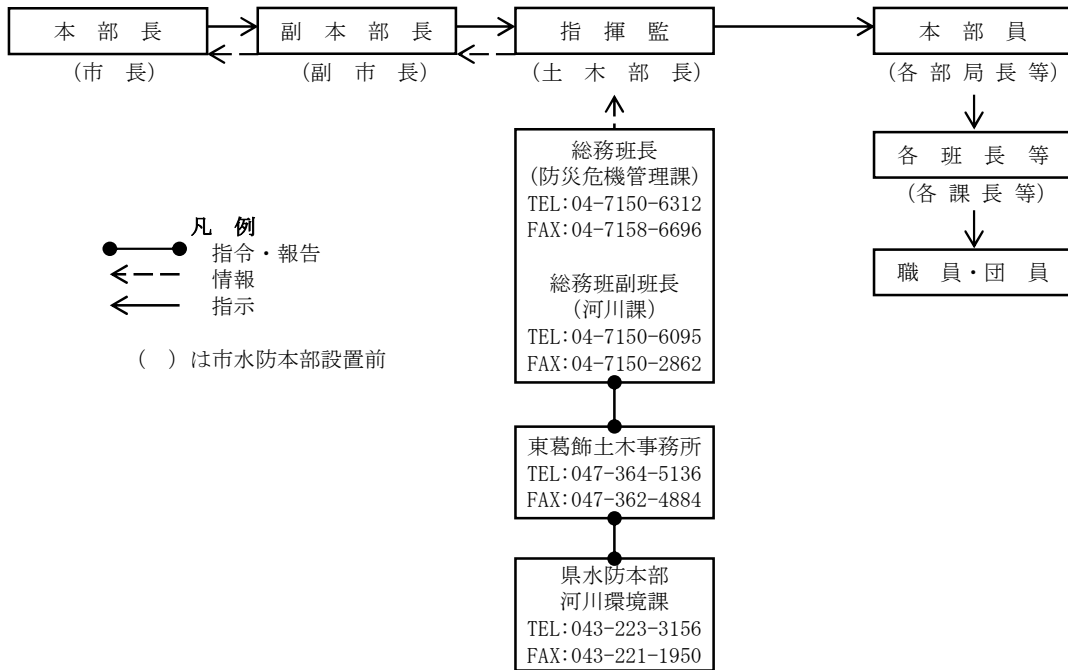
3 水防本部の配備体制

配備基準	主な水防事務及び水防活動
水防本部設置前 水防準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防に関する情報連絡を行う。 ・ 水防団は連絡・待機体制とする。
水防本部設置前 水防注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防に関する情報連絡に必要な体制を確保する。 ・ 雨量、水位観測施設等を活用し雨量、水位情報を把握する。 ・ テレビ、インターネット（「千葉県 防災ポータルサイト」、「防災気象情報」等）、FAX を活用し気象情報を把握する。 ・ 水防資器材を準備する。 ・ 水門、樋門、樋管等の施設管理者と連絡をとり、必要な対策（操作確認）を行う。 ・ 災害時の協力体制にある機関との連絡先を再確認する。 ・ 必要に応じて巡視を行い、異状の有無を河川課長に報告する。 ・ 水防団は第1次又は第2次出動体制に移る。 ・ 避難準備情報（要援護者避難情報）発令を判断する。
水防本部設置 水防警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水防注意体制」による水防事務及び水防活動を続行する。 ・ 市道並びに重要水防区域の巡視を行い、異状の有無を水防本部に報告する。 ・ 水門、樋門、樋管等の操作・運転状況を確認する。 ・ 被害状況を調査し、水防本部及び県水防本部に報告する。 ・ 関係機関と協力して警戒配置につき、被害箇所の水防作業を実施する。 ・ 高齢者等避難等の発令を判断する。発令される場合は誘導を行う。 ・ 避難所開設の準備を行う。 ・ 水防団は第3次出動体制に移る。
水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	-

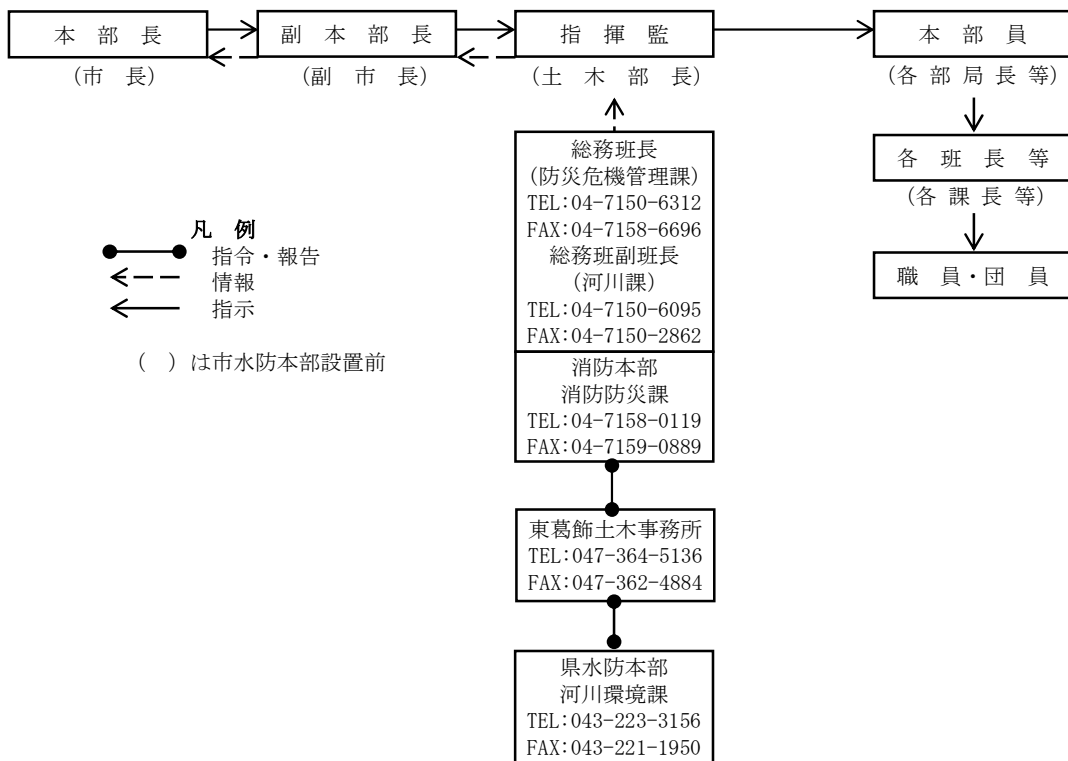
第3 水防本部の連絡系統

1 連絡系統

(1)勤務時間内



(2)勤務時間外



2 通信・連絡

水防管理者、水防団長又は消防長は、水防上緊急を要する通信を行う場合、次に挙げる通信施設を使用することができる。(法第27条第2項)

水防関係機関の連絡先は資料編に示す。

(1) 通信設備

- ア 一般加入電話施設
- イ 防災行政無線施設
- ウ 安心メール
- エ 県防災行政無線・県防災情報システム

(2) 代替通信機能

- ア 一般加入電話における災害時優先電話
- イ 東日本電信電話(株)(NTT 東日本)の非常・緊急通話
- ウ 非常無線通信
- エ 他機関の通信設備
- オ 放送機能
- カ 使送による通信連絡

第4 河川工作物の操作

樋門、樋管の操作の要領は次のとおり。

- ア 水防管理者は、あらかじめ樋門、樋管(以下「河川工作物」という。)の操作員を選定しておくものとする。
- イ 操作員は、河川管理者の定める操作要領等に基づき操作するものとする。
- ウ 水防管理者は、気象条件により出水等が予測されるときは、直ちに河川工作物の点検を操作員に、行わせなければならない。
- エ 水防管理者は、操作要領等に基づき、河川工作物の操作、その他の必要な事項について操作員に熟知させておくものとする。
- オ 河川工作物の所在及び操作員は、資料編に示す。

第5 巡視及び警戒

水防管理者は、出水前より各消防署及び水防団により堤防の巡視に当らせる場合において、水防団自身の安全確保に留意するものとする。

巡視に関し必要な事項は次に定めるものとする。

1 堤防の巡視における注意点

- ア 堤防の表面又は漏水・湧水の状況
- イ 堤防の亀裂の有無
- ウ 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
- エ 周辺における住民及び滞在者の数
- オ 付近の降雨量
- カ その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項

2 重要水防箇所

重要水防箇所は、河川管理者と水防管理者及び消防機関等が合同で点検を行うなど、平常時から警戒するとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にしなければならない箇所である。なお、重要水防箇所は資料編に示す。

《資料-1、2》

3 巡視結果の連絡

巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、直ちに水防管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

連絡を受けた水防管理者は、直ちに国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所及び東葛飾土木事務所に連絡するものとする。

4 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの撤去を命ずることができる。(水防法第 21 条)

第 6 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料編に示す。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第7 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第8 決壊時の処置並びに決壊後の処置

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

2 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第9 費用負担と公用負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第41条により本市が負担するものとする。ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

- (1)法第23条の規定による応援のための費用
- (2)法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第10 安全配慮

水防にあたる応急対策従事者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、応急対策従事者自身の安全は確保しなければならない。

—水防にあたる応急対策従事者自身の安全確保のために配慮すべき事項—

- ・ 水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 水防活動は、原則として複数人で行う。

第11 被害あるいは変状についての調査

地震や水害によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。

市は、災害発生後直ちに、浸水区域等の有無の確認及び警戒に当たり、指定河川等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握するものとする。

なお、調査結果については、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、県東葛飾土木事務所に報告するものとする。

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 堤防の表面又は漏水・湧水の状況 |
| イ | 堤防の亀裂の有無 |
| ウ | 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況 |
| エ | 周辺における住民及び滞在者の数 |
| オ | 付近の降雨量 |
| カ | その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項 |

第12 応急対策・応急復旧

調査の結果、危険性が高いと判断された堤防については、関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備等の応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講じるものとする。なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施するものとする。

堤防の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機場等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。

第13 避難

堤防の変状や降雨量の状況等から、災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫していると考えられるときは、関係住民に対して次のような避難指示を行うものとする。

なお、避難指示については本章第7節第2「2 避難指示等」による。

第14 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

2 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第3節 市災害対策本部

第1 市災害対策本部

【災对本部事務局・全職員】

市は、市域で災害が発生した場合、国、県及び防災関係機関と連携し、また、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の拡大を最小限に止める必要がある。このため市は、防災対策の中核機関として市災害対策本部を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

市災害対策本部の配備基準は以下のとおりとする。

表3-3-1 配備基準

体制区分		配備基準	配備人員
市災害対策本部 〔非常配備〕	第1配備	ア 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき イ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部長 全職員 各班長が定めた所属職員の概ね1/3
	第2配備	ア 大規模な災害が発生したとき イ 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき ウ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部長 全職員及び副班長 各班長が定めた所属職員の概ね2/3
	第3配備	ア 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めるとき イ 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が生じたとき ウ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	全職員

注) 消防部については、消防本部が定める計画による。

なお、市災害対策本部において、次の職の者の連絡不能等による職務の代行順位は以下のとおりとする。

職名	第1順位	第2順位
市長	副市長	市民生活部長
各課長	各課課長補佐	—

≪災害対策基本法第23条の2、流山市災害対策本部条例(資料9)≫

1 市災害対策本部設置の決定

市は、以下の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置する。設置基準は次のとおりとする。

- ア 市域に特別警報（大雨、暴風、暴雪雨、大雪）が発表され、市長が必要と認めるとき
- イ 水防法に基づく予報のうち、指定河川の氾濫危険情報が発表されたとき
- ウ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき
- エ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を適用する災害が生じたとき
- オ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき
 - （ア） 防災危機管理課長及び河川課長は、上記の基準に照らして、災害対策本部設置の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長に、所要の意見を具申するものとする。
 - （イ） 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、対策本部の設置を決定し、防災危機管理課長及び河川課長に対して所要の指示をする。
- カ 以下の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき
 - （ア） 本市の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき
 - （イ） 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - （ウ） 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長時間を要すると見込まれるとき

2 市災害対策本部の組織構成及び機能

市災害対策本部の組織構成及び機能における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。なお、風水害時においては、河川課長は当該課の職員のうちから災対本部事務局及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。

■準用元

地震災害対策編 第 3 章 第 1 節 第 2 「2 災害対策本部の組織構成及び機能」

3 災害対策本部設置の伝達等

災害対策本部設置の伝達等における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第 3 章 第 1 節 第 2 「3 災害対策本部設置の伝達等」

4 職員の参集

職員の参集における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 第2 「4 職員の参集」

5 市災害対策本部の場所及び配置

市災害対策本部の場所及び配置における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 第2 「5 市災害対策本部の場所及び配置」

6 市災害対策本部の運営

市災害対策本部の運営における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 第2 「6 市災害対策本部の運営」

7 本部及び本部職員の腕章等

本部及び本部職員の腕章等における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 第2 「7 本部及び本部職員の腕章等」

8 市災害対策本部の廃止

本部及び本部職員の腕章等における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 第2 「8 市災害対策本部の廃止」

第2 国、県及び防災関係機関との連携

【災対本部事務局・各班】

国、県及び防災関係機関との連携における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 「第3 国、県及び防災関係機関との連携」

第3 災害救助法の適用手続等

【救援庶務班】

災害救助法の適用手続等においては、災害救助法の適用基準・条件や災害が発生するおそれがある場合の適用条件、滅失世帯の算定基準、災害救助法の適用手続、災害救助法による救助の内容、救助業務の実施者等の対応を行うこととする。

■準用元

震災害対策編 第3章 第1節 「第4 災害救助法の適用手続等」

第4節 情報の収集・伝達計画

市は、災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害状況の的確な把握に努めるものとする。

また、特別警報が発表された場合は、数十年に一度しかない非常に危険な状況にあり、市は直ちにその事項を市民及び関係機関に周知する措置をとるものとし、市民は周囲の状況や市から発表される避難指示などの情報に留意する。

第1 気象注意報・警報等の伝達

【河川班・災对本部事務局・情報収集班・予防消防班】

1 気象注意報・警報等の伝達系統及び方法

(1) 伝達系統

気象警報等は、次のような経路で本市に伝達される。

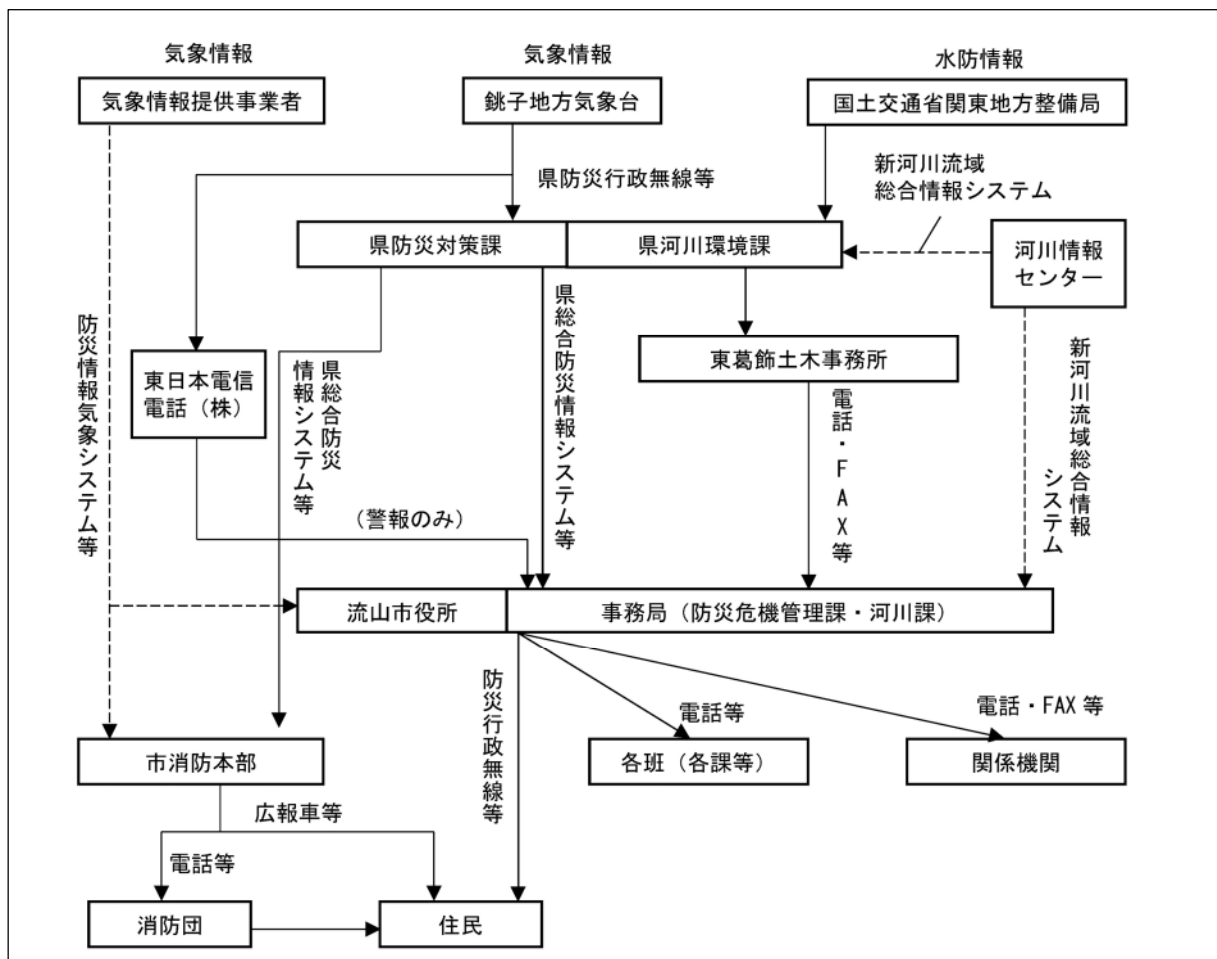


図 3-4-1 気象警報等の伝達系統

(2) 伝達方法

- ア 防災危機管理課は、気象警報等を受理したとき必要に応じて関係各課及び関係機関に伝達するほか、防災行政無線等を利用して住民に伝達する。
- イ 消防本部は、消防機関に伝達するとともに、広報車等により住民に伝達するものとする。
 なお、休日又は退庁後において気象警報等を受理した場合には、緊急性のあるものだけに限り防災行政無線の遠隔操作を行い、住民に伝達するものとする。
- ウ 休日又は退庁後に気象情報等を受理した守衛は、防災危機管理課長に連絡し、指示を仰ぐとともに、河川課長に連絡する。

2 気象警報等の種類と発表基準

(1) 注意報

表 3-4-1 気象注意報の種類と発表基準

令和 5 年 6 月 8 日現在
発表官署 銚子地方気象台

大雨	表面雨量指数基準	12
	土壌雨量指数基準	100
洪水	流域雨量指数基準	利根運河流域=4、大堀川流域=5.2、坂川流域=8.7
	複合基準 注)1	利根運河流域=(6, 2.9)、大堀川流域=(6, 5.2)、坂川流域=(6, 8.7)、江戸川流域=(6, 13.8)
	指定河川洪水予報による基準	江戸川 [野田]
強風	平均風速	13m/s
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
波浪	有義波高	
高潮	潮位	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪		
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
なだれ		
低温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続	
	冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下	
霜	晩霜期に最低気温 4℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	

注) 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 警報・記録的短時間大雨情報

表 3-4-2 気象警報の種類と発表基準

令和5年6月8日現在
発表官署 銚子地方気象台

大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	124
洪水		流域雨量指数基準	利根運河流域=5.1、大堀川流域=6.6、坂川流域=10.9
		複合基準 注1)	利根運河流域=(15, 3.2), 江戸川流域=(9, 16.7)
		指定河川洪水予報による基準	江戸川 [野田]
暴風		平均風速	20m/s
暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
波浪		有義波高	
高潮		潮位	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

注1) (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示しています。

(3) 気象通報組織の整備

ア 警戒レベル

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称(千葉中央、印旛、東葛飾、香取・海匝、山武・長生、君津、夷隅・安房)を用いる場合がある。

表 3-4-3 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

表 3-4-4 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概要	要
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。		

(4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

表 3-4-5 キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(5) 情報

表 3-4-6 気象に関する情報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
記録的短時間大雨情報	数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。
全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、千葉気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険度高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、-[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
火災気象通報	消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。 火災気象通報の基準は次のとおりである。 ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。 イ 平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき。 ただし、降雨（雪）を伴う時は、火災気象通報を行わないことがある。 (注) 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15m/s以上）
大気汚染気象通報	この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染に関する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。 ア 大気汚染気象予報 イ スモッグ気象情報
利根川水系洪水予報の通報	この通報は、水防法及び気象業務法の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、河川の水位又は流量を示し、以下の予報を関係機関に通報するものである。 ア 江戸川氾濫注意情報 イ 江戸川氾濫警戒情報 ウ 江戸川氾濫危険情報 市内の対象地域は、江戸川であり、千葉県の通報担当官署は国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部である。

(6) 特別警報・警報・注意報の伝達系統図

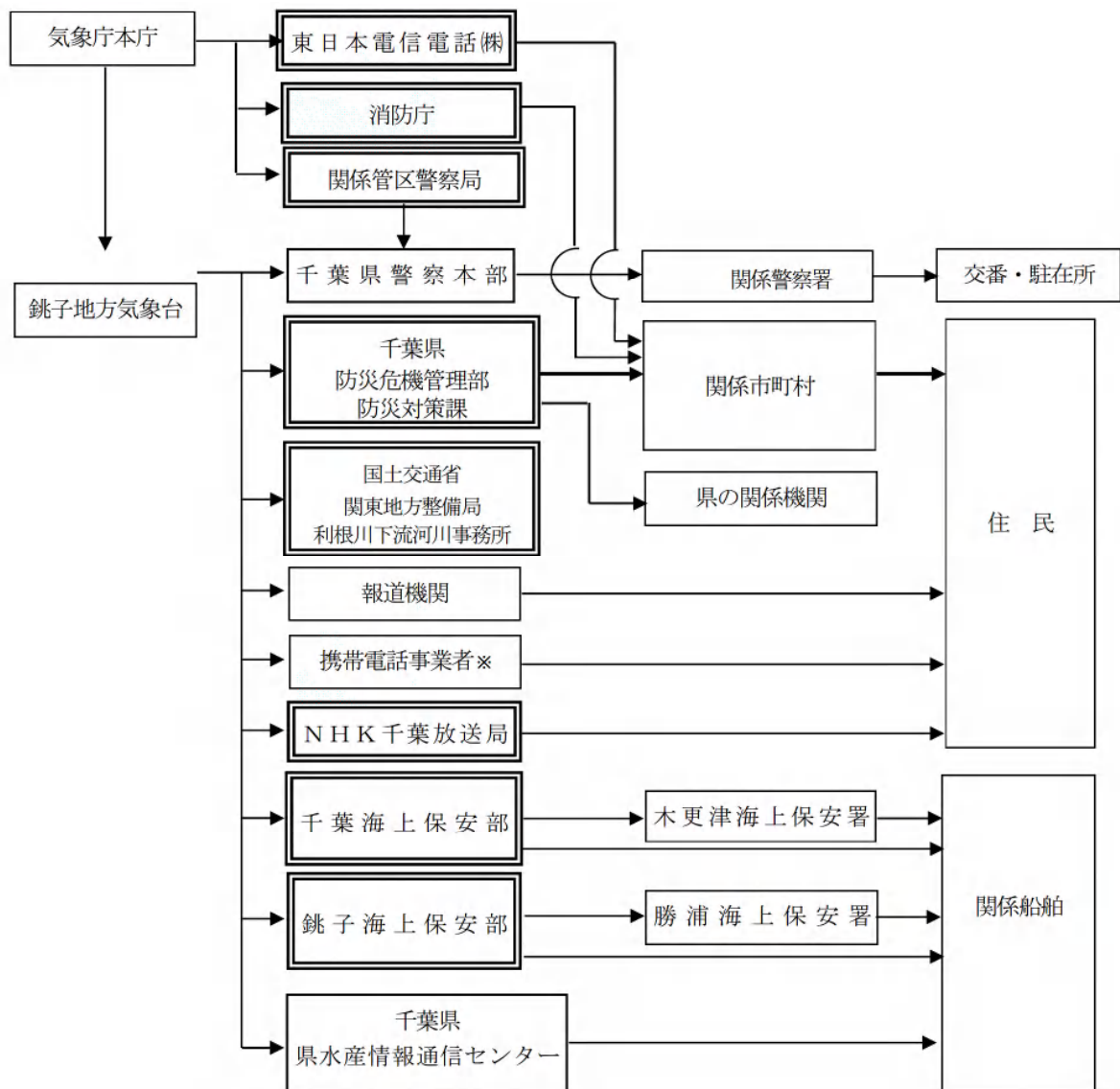


図 3-4-4 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図

- ア 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先。
 - イ 太線矢印の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 - ウ 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
 - エ 障害等により上記ウの通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及び NTT 公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

3 雨量等の収集

気象状況により、相当量の降雨が予想される場合、防災危機管理課は、中央消防署、東消防署、南消防署及び北消防署における1時間毎の雨量をとりまとめ、速やかに各課に伝達するものとする。

第2 特別警報の伝達

【河川班・災对本部事務局・情報収集班・予防消防班】

1 特別警報の発表基準

表 3-4-7 特別警報の発表基準

特別警報名	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 【50年に一度の値（目安）】（令和2年5月26日現在） 48時間降水量が350mm以上、かつ、土壌雨量指数が240以上、又は3時間降水量が130mm以上、かつ、土壌雨量指数が240以上と予想され、さらに雨が降り続くと予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 【数十年に一度の強度の台風】 中心気圧930hPa以下、又は最大風速50m/s以上
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 【50年に一度の値（目安）】※地点名：千葉（令和2年5月26日現在） 積雪深22cm以上（積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低い ため、参考値である）

2 市民への周知方法

市は、気象庁や県から通知を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市民及び関係機関に周知する。避難指示等を発令し、防災行政無線や広報車のほか、テレビ・ラジオ、インターネット、市ホームページ、安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、Yahoo!防災速報、Lアラート等により市民へ最大限の警戒を呼びかける。

第3 洪水予報・水防警報 **【水防】**

1 洪水予報及び水防警報の伝達系統

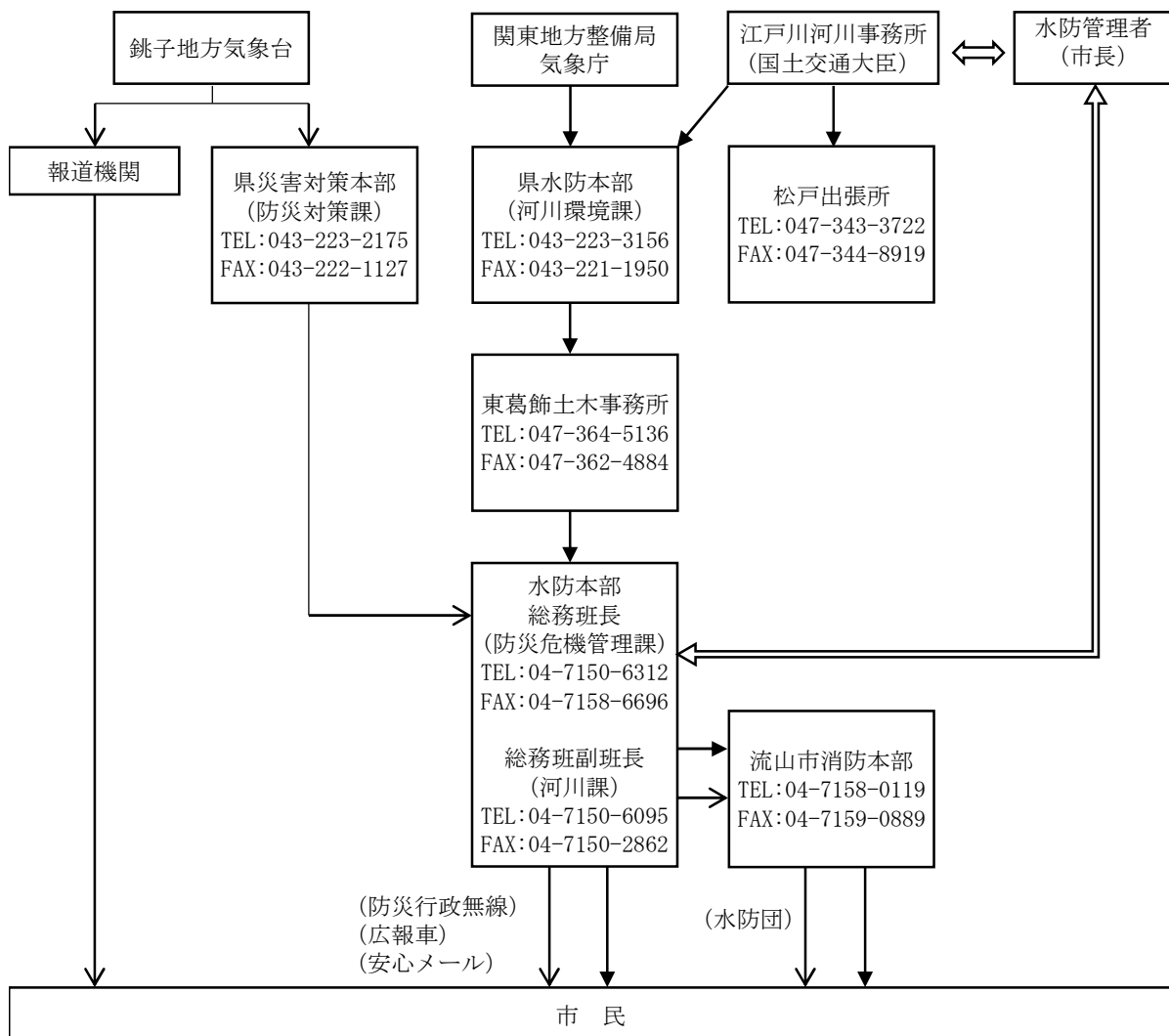
国の機関が行う洪水予報及び水防警報の伝達系統を示す。

(1) 気象庁が単独で行う洪水予報の伝達系統

国の機関が行う予・警報の種類は、気象庁が単独で行う洪水予報、関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報及び国土交通省が行う水防警報がある。

その伝達系統と予警報を次に示す。(水防法第10条第1項、気象業務法第14条の2)

(2) 洪水予報・水防警報伝達系統概略図



- ← 気象庁が単独で行う洪水予報
- ←← 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報・国土交通大臣が行う水防警報
- ↔ 第1ホットライン (緊急時)

(3) 予警報の種類

気象庁の水防活動に関する予警報の種類（銚子地方気象台）

種 類		発表基準	
水防活動の利用に適合するもの	水防注意体制 判断基準	大雨注意報	大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量：30mm 土壌雨量指数基準：104
	水防活動用 気象注意報		
	水防警戒体制 判断基準	大雨警報	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量：50mm 土壌雨量指数基準：122
	水防活動用 気象警報		
	水防注意体制 判断基準	洪水注意報	洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量：30mm 1時間雨量：20mm かつ江戸川流域雨量指数 ⁹
	水防活動用 洪水注意報		
水防警戒体制 判断基準	洪水警報	洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量：50mm 1時間雨量：30mm かつ江戸川流域雨量指数 ⁹	
水防活動用 洪水警報			

- 注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。近年、宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。
2. 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続となる。
また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報となる。
3. この基準は、平成26年10月9日現在、銚子地方気象台発表の千葉県北西部東葛飾地域のものである。

関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報の種類

種 類		内 容
○ ○ 川 洪 水 予 報	はん濫注意情報 (洪水注意報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。
	はん濫警戒情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。
	はん濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位(危険水位)に到達したとき速やかに発表される。
	はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生した後速やかに発表される。

注) 1. 洪水予報の種類のうち、()内の記載は気象庁が単独で発表する洪水予報である。

国土交通大臣が行う水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象庁、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	○○川はん濫注意情報(洪水注意報)等により、はん濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。また水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	○○川はん濫警戒情報(洪水警報)等により、または既にはん濫注意水位(警戒水位)を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき。またははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

出典：平成 27 年度国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所「洪水対策計画書」p. 3-7

2 洪水予報・水防警報の収集

水防管理者は、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等（以下「予警報」とする。）の有無にかかわらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

なお、水防注意体制に入ってから、江戸川上流及びその他河川の降水量、増水の状況その他必要な情報を収集し、その結果必要と認めるときは、庁内及び関係機関への通知、又は防災行政無線、広報車及び安心メール等を活用して市民に周知するものとする。

(1) 雨量の観測通報

水防管理者は、国の機関が行う予警報を受けたときは、次に掲げる表及び本項の(3) 国・県・市・報道機関等が行う情報提供により、水位・雨量の情報を入手し観測を行う。

(2) 水位の観測通報

指定河川の水位の確認方法は、本項の(3) 国・県・市・報道機関等が行う情報提供のホームページ「川の防災情報」等による。

観測所 (基準地点)	水系河川名	位置	所管	住所
八斗島	利根川水系 利根川	左岸 58.41 km	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	群馬県伊勢崎市八斗島町
栗橋	利根川水系 利根川	右岸 130.60km	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋

観測所 (基準地点)	水系河川名	位置	所管	住所
西関宿	利根川水系 江戸川	右岸 58.41 km	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	埼玉県幸手市西関宿
野田	利根川水系 江戸川	左岸 39.03km	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	千葉県野田市中野台 (江戸川左岸野田橋下流)
大谷口新田	利根川水系 坂川	右岸 1.5km	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	千葉県松戸市新松戸

(3) 国・県・市・報道機関等が行う情報提供

情報提供者	提供情報	連絡先
国	国土交通省 「川の防災情報」 ・ 雨量水位情報 ・ レーダー観測情報 ・ 水防警報洪水予報 ・ XバンドMP レーダ雨量 情報 等	パソコン： http://www.river.go.jp/ 携帯電話： http://i.river.go.jp パソコン： http://www.river.go.jp/xbandradar/
	銚子气象台 ・ 気象注意報警報等	パソコン： http://www.tokyo-jma.go.jp/home/choshi/
	気象庁	パソコン： http://www.jma.go.jp/
県	「防災気象情報千葉 雨量と 河川の水位情報サイト 『WINC2』」 ・ 雨量水位観測情報 ・ 気象注警報 ・ 避難判断水位到達情報 等	パソコン： http://chibapref.bosai.info/ 携帯電話：NTT ドコモ： http://chibapref.bosai.info/mobaile/do/ SoftBank： http://chibapref.bosai.info/mobaile/vf/ au： http://chibapref.bosai.info/mobaile/au/
市	流山市防災危機管理課ホーム ページ及び安心メール ・ 防災マップ ・ 防災情報 ・ 避難指示等の災害情報 水防対策支援サービス 等	パソコン： http://www.city.nagareyama.chiba.jp/ section/seikatuanzen/index.htm 携帯電話： 「テレモ自治体情報」から「流山市」を検索し事 前登録が必要 パソコン： http://rc.bosai.info/
その他機関	日本気象協会「tenki.jp」	パソコン： http://tenki.jp/
	各報道機関	テレビ・ラジオ

第4 通信計画

【災对本部事務局・情報収集班・予防消防班】

通信計画においては、情報収集・伝達体系や災害情報の収集・伝達に使用する通信施設の運用等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第2節 「第2 通信計画」

第5 被害情報等収集報告取扱

【災対本部事務局・情報収集班・市各班】

被害情報等収集報告取扱においては、災害情報の分析や災害情報の一元管理・共有化、初動期の情報収集内容・情報収集体制・防災関係機関との連携・速報性・被災者・世帯の確認、報告の実施、被害の認定基準、被害報告等の伝達経路、異常現象発見者の通報義務等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第2節 「第3 被害情報等収集報告取扱」

第6 災害広報計画

【秘書広報班】

災害広報計画においては、実施機関や広報活動、広報内容、広聴活動等に係る対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第2節 「第4 災害広報計画」

第5節 消防・救助救急・危険物等対策の計画

第1 消防活動

【消防本部・消防団・自主防災組織】

消防活動においては、消防機関の活動体制や情報通信、消防機関による火災防ぎょ活動、消防団の活動、自主防災組織等による消火活動、応援要請等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第3節 「第1 消防活動」

第2 救急・救助

【警防班・流山警察署・自主防災組織・自衛隊】

救急・救助においては、救出の対象者及び活動期間や救急・救助隊の出動、救急・救助活動の原則、情報収集、伝達、救急・救助の現場活動、応援派遣要請、警察署が行う措置、自主防災組織等による救急・救助活動、応援隊の派遣等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第3節 「第2 救急・救助」

第3 危険物等の応急対策

【予防消防班・警防班】

危険物等の応急対策においては、災害発生時の初動や危険物流出対策、石油類危険物施設の安全確保、高圧ガス及び火薬類取扱施設等の安全確保、毒・劇物取扱施設の安全確保、危険物等輸送車両等の応急対策等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第3節 「第3 危険物等の応急対策」

第4 惨事ストレス対策

【消防本部】

惨事ストレス対策における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第3節 「第4 惨事ストレス対策」

第6節 警備・交通規制計画

第1 災害警備計画

【消防本部・消防団・流山警察署】

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、警備活動に当たる。

1 警備体制

警察本部及び警察署は、次の状況に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

表 3-6-1 警察署の警備体制

体 制	状 況 等
連絡室	県内に大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合 台風が接近・上陸するおそれがある場合 等
対策室	被害程度が小規模の場合
災害警備本部	大規模被害が発生、又は発生するおそれがある場合

なお、流山警察署長は、管内の実情に応じて、県警察本部長の発令前に必要な体制を整えることができる。

2 災害警備活動要領

災害警備活動要領における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第4節 第1「2 災害警備活動要領」

3 社会秩序の維持及び保安対策

社会秩序の維持及び保安対策における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第4節 第1「3 社会秩序の維持及び保安対策」

第2 交通規制計画

【建設庶務班・道路班・県東葛飾土木事務所・流山警察署・県警察本部】

交通規制計画においては、緊急輸送道路の確保や道路管理者の交通規制措置、警察の交通規制措置、自衛官及び消防吏員の措置命令・措置、緊急通行車両・規制除外車両の確認、交通情報の収集及び提供、運転者のとるべき措置等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第4節 「第2 交通規制計画」

第7節 避難計画

市は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、【警戒レベル4】避難指示の基準や伝達、誘導等の方法を定めるとともに、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定めるものとする。避難計画については、次に定めるほか、以下の対策を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第3章 「第5節 避難計画」

第1 避難方法

【災対本部事務局・避難誘導救援班】

災害発生時の避難方法は、次のとおりとする。

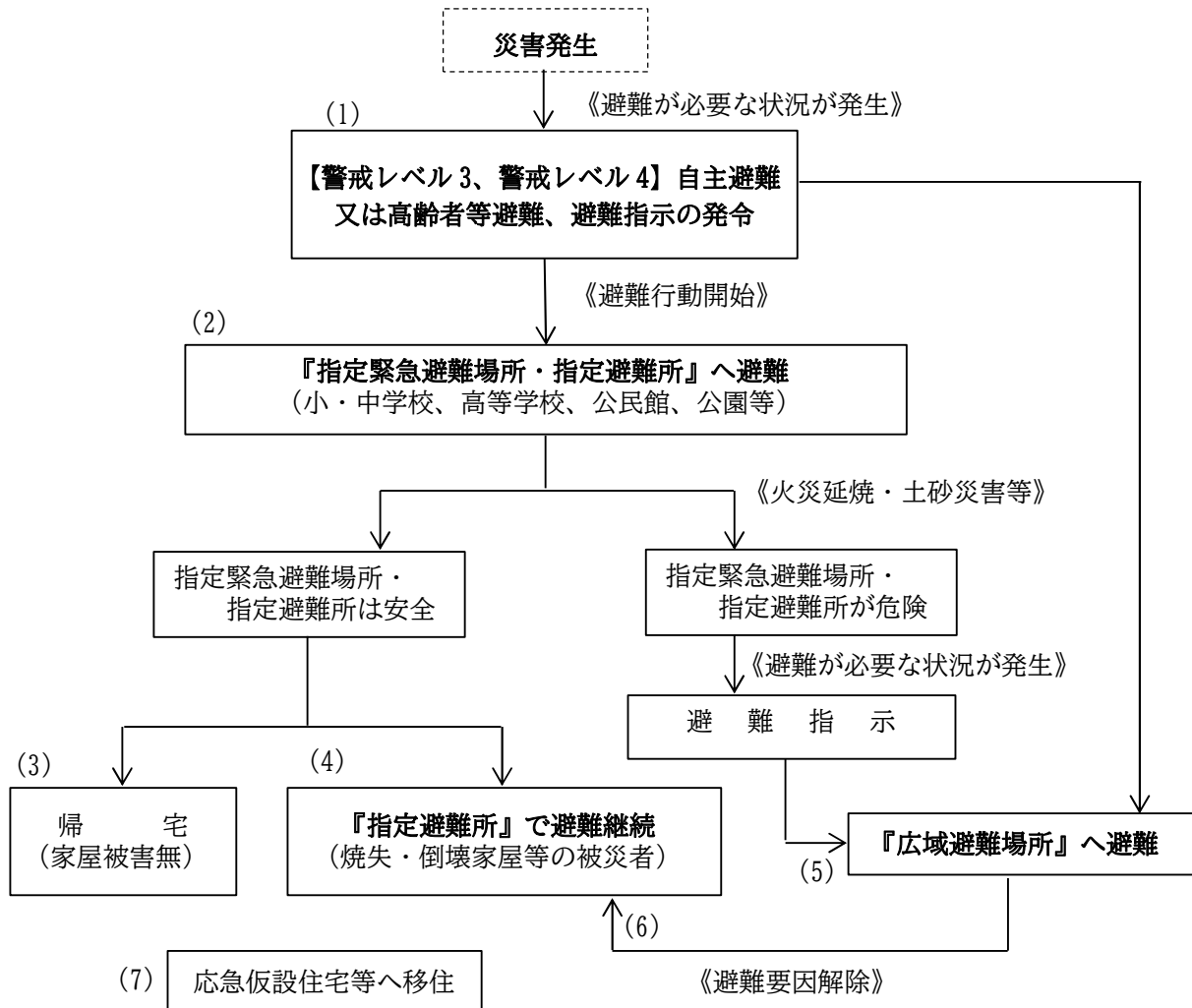


図 3-7-1 避難フロー図

(1) 自主避難又は【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示の発令による避難

火災や崖崩れ、浸水等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生したり、【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された場合は、避難行動を開始するか、若しくはいつでも避難できるような態勢を整える。さらに、【警戒レベル4】避難指示が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。

なお、避難指示が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動又は「屋内安全確保」等の安全確保措置を行う。

第2 避難指示等

【災対本部事務局・県・流山警察署・自衛隊】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民に対して高齢者等避難の発令や避難指示を行う。

1 避難情報の種類

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な高齢者等避難の発令や避難指示をするものとする。情報の発信は災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動について警戒レベルを用いて5段階に分け、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達する。

表3-7-1 避難情報の種類

発令者	警戒レベル	種類	内容
気象庁	警戒レベル1相当	早期注意情報	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
	警戒レベル2相当	大雨・洪水注意報	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握
流山市	警戒レベル3	高齢者等避難	高齢者等は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
	警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難(立退き避難または、屋内安全確保)する。
	警戒レベル5	緊急安全確保	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

※立退きを行うことが危険な場合は、屋内での待避等、安全確保措置をとるよう指示する。

2 避難の基準

避難指示の発令は、災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときとする。

避難基準

- | |
|--------------------------------------------------------------------|
| ア 氾濫危険水位を突破する等洪水のおそれがあるとき |
| イ 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき |
| ウ 河川の上流が被害を受け、下流域において浸水の危険があるとき |
| エ 火災が拡大するおそれがあるとき |
| オ 爆発のおそれがあるとき |
| カ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき |
| キ 崖崩れ等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普段と異なる状況（災害の兆候）が確認されたとき |
| ク 建物が大きな被害を受け居住を継続することが危険なとき |
| ケ その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき |

留意点

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換する。 |
| イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。 |
| ウ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。 |
| エ 千葉県と気象庁による土砂災害警戒情報の運用が開始された場合は、これを避難指示の基準として活用する。 |
| オ 避難指示の発令の際には、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。 |

江戸川、利根運河及び坂川の洪水時及び土砂災害に係る避難警戒レベル等は、次の基準を参考に、発令する。なお、特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに避難指示等を発令する。

表3-7-2 江戸川、利根運河及び坂川の洪水時における避難の基準

避難	発令時の状況	住民に求める行動	基準
【警戒レベル3】高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ、数時間にわたり継続することが見込まれる場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・以下の河川で氾濫危険水位に達した場合、かつ引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ≪氾濫危険水位≫ 【江戸川】 7.90m（西関宿） 8.40m（野田） 【利根運河】 8.40m（野田） 【坂川】 3.40m（大谷口新田）
【警戒レベル4】避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。	避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は屋内での待避等、生命を守るための安全を確保。	・市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間収束が見込まれない場合 ・市に土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・市周辺に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、市にも発表される可能性がある場合 ・当該地区又は周辺地区で土砂災害が発生した場合 ・土砂災害の前兆現象（亀裂、湧水、地鳴り等）が確認された場合 ・避難指示等による立ち退き避難が十分ではない場合 ・河川の水位が堤防を越える場合。 ・堤防の決壊につながるような前兆現象（堤防の漏水・侵食等）を確認。 ≪氾濫危険水位≫ 【江戸川】 8.70m（西関宿） 9.00m（野田） 【利根運河】 9.00m（野田） 【坂川】 3.80m（大谷口新田）

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。
※ 避難指示は、当該地域の発表基準に係る発令情報（注意報・警報や土砂災害警戒情報など）の解除を基本とし、気象状況等を総合的に判断した上で、解除するものとする。

情報の入手先 指定河川洪水予報：銚子地方気象台 (TEL 0479-23-7705：防災業務課)
水位：国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 (TEL 04-7125-7311)
千葉県： (TEL 043-223-3156：河川環境課)

3 避難対象地域

ア 警戒すべき区間・箇所（第2章 第4節 第1「1 重要水防区域」参照）

- ・江戸川流域（深井新田～下花輪～南流山～木地先）
- ・利根運河流域（流山市東深井～西深井地先）
- ・坂川流域（野々下二丁目～大字鱈ヶ先）

イ 避難すべき地域（第2章第4節「第2 洪水・内水ハザードマップの作成」参照）

過去の被害の実績や浸水被害結果などを踏まえながら不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断する。

なお、浸水想定区域は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。

ウ 浸水想定区域内の地下施設及び要配慮者が利用する施設（第2章「第10節 避難対策」参照）

浸水想定区域内における、地下施設及び高齢者・障害者・乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（要配慮者）が利用する施設においては、あらかじめ定めた避難計画に基づき円滑かつ迅速に避難誘導を行う。

《資料 128・129》

エ 土砂災害危険箇所（第2章「第2節 地盤災害予防計画」参照）

避難指示等は、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

4 実施機関

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア 市長の措置（災害対策基本法第60条、水防法第29条）

（ア）災害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの避難指示を行うものとする。

（イ）発令の際は、必要に応じて国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所や銚子地方気象台、県に助言を求め、また、ホットラインなど災害時における連絡体制を構築し、平時より十分に連携強化に努める。

（ウ）市長は、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）に基づき、避難指示等の判断基準の策定に努める。

（エ）避難指示についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

（オ）避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

イ 警察官の措置（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市長へ通知する。

ウ 自衛官の措置（自衛隊法第94条）

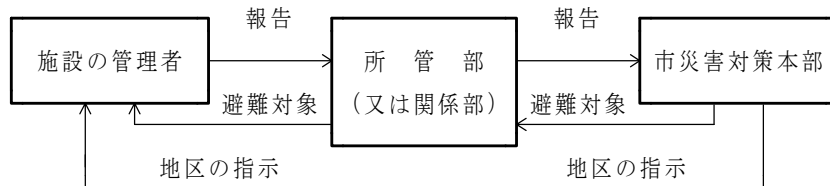
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事の措置（災害対策基本法第60条第6項、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

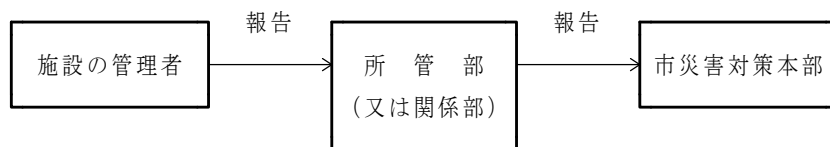
知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの避難指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

知事又はその命を受けた県職員は、河川の氾濫により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

● 市災害対策本部からの避難指示の場合



● 住民自主的な避難の場合



《様式45》

図3-7-2 避難指示の系統図

5 避難指示の内容

避難指示の内容については、地震災害対策編に準ずる。

■ 準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 第2「5 避難指示の内容」

6 避難指示の周知

避難指示の周知における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 第2「6 避難指示の周知」

第3 警戒区域の設定

【災対本部事務局・警防班・流山警察署・自衛隊】

1 実施機関

(1) 市長（災害対策基本法第63条第1項）

住民の生命に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りの制限・禁止又は退去を命じるものとする。

設定の際、必要に応じて国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所や銚子地方気象台、県に助言を求め、また、ホットラインなど災害時における連絡体制を構築し、平時より十分に連携強化に努める。

(2) 警察官（災害対策基本法第63条第2項）

警察官は、市長若しくはその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、市長の権限を代行するものとし、直ちに市長に対して通知するものとする。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行するものとし、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

(4) 消防及び水防職員（消防法第28条、水防法第21条）

消防及び水防職員は、消防・水防活動を確保するために警戒区域を設定し、防災関係者以外の者の当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

第4 避難のための立退き **【水防】**

洪水、高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、流山警察署長にその旨を通知するものとする。

水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を所轄建設事務所に速やかに報告するものとする。

水防管理者は、流山警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第5 避難誘導

【避難誘導救援班】

避難誘導については、次に定めるほか、以下の対策を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第4 避難誘導」

市職員、警察官、消防職員その他の避難措置実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

ア 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

イ 市は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、洪水・内水・高潮ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、風水害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ高齢者等避難情報の発令とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

ウ 市は、大規模風水害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、風水害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

第6 指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保

【警防班・流山警察署】

指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保においては、消防署や警察署と連携して対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第5 指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保」

第7 指定避難所等の開設

【避難誘導救援班】

避難誘導救援班は、風水害によって住居の使用が困難になった被災者、高齢者等避難及び避難指示に従って避難した住民を一時的に滞在させる場所として、避難所を開設する。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料118》」を参照することとする。風水害時における指定避難所等の開設についての対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第6 指定避難所等の開設」

第8 避難所の運営

【避難誘導救援班】

指定避難所の運営責任は市とし、各避難所マニュアルに基づき、市が避難所運営組織と協力して運営を行うものとする。

また、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営マニュアル～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、要配慮者や女性への配慮、ペット対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

さらに市は、避難場所や避難所に避難した多様な人の受け入れについて定めるよう努めるものとする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第7 避難所の運営」

第9 広域一時滞在

【避難誘導救援班】

市は、災害の規模、避難所の受入状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内については当該市町村に直接協議、又は県に受け入れ先を要請し、県外については、県を通じて広域一時滞在に関する支援を要請するものとする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第8 広域一時滞在」

第10 避難所外被災者への対応

【避難誘導救援班】

自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やテント等へ避難する被災者、また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定される。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第9 避難所外被災者への対応」

第11 他自治体からの避難者の受入れ

【救援庶務班・避難誘導救援班】

市は、他自治体からの避難者の受入れについて要請があった場合、若しくは、災害の規模、被災者の避難状況等を考慮し、必要があると判断した場合は、他の自治体からの避難者を受け入れるものとする。また、東日本大震災の経験を踏まえ、支援を行うものとする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第10 他自治体からの避難者の受入れ」

第 8 節 医療救護・防疫等活動計画

医療救護・防疫等活動計画においては、医療救護活動や防疫活動、保健活動、行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画、動物対策等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第 3 章「第 6 節 医療救護・防疫等活動計画」

第 9 節 救援計画

救援計画においては、応急給水や食糧・生活必需品等の配布、緊急輸送、労働力の確保、災害救助法に基づく従事者の雇用等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第 3 章「第 7 節 救援計画」

第 10 節 広域応援要請計画

広域応援要請計画においては、市町村相互の応援や県及び国に対する応援要請、消防機関相互の応援、水道事業者等の相互応援、資料の提供及び交換、応援受入体制の確保と経費の負担、民間団体等に対する協力要請、市の受援体制の整備等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第 3 章「第 8 節 広域応援要請計画」

第 11 節 自衛隊派遣要請計画

自衛隊派遣要請計画においては、災害派遣要請の基準・範囲・手続や自主派遣、災害派遣部隊の受入体制・撤収要請、経費負担区分に係る対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第 3 章「第 9 節 自衛隊派遣要請計画」

第12節 生活関連施設等の応急復旧計画

市は、地震や豪雨による土砂災害の危険箇所や危険物施設等について、速やかに点検及び応急措置等を実施し、二次災害の防止に努めるものとする。

また、都市生活の基盤をなす水道・下水道・電気・ガス・通信・交通機関等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動にきわめて大きな影響を与えることは、阪神・淡路大震災及び東日本大震災などで明らかである。このため、市及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努めるものとする。

第1 ライフライン施設等の応急対策

【災対本部事務局・秘書広報班・給水工務班・ライフライン関係機関（東京電力パワーグリッド(株)東葛支社・東日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ千葉支店・KDDI(株)京和ガス(株)・京葉ガス(株)東葛支社】

水道、下水道、電気、ガス及び通信等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会経済活動、災害発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が風水害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態となることが予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を整備するものとする。

ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、災害発生後各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため各ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立するものとする。

また、災害の規模によっては、本市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。こうした場合に備えて各事業者は、相互に連携を図りつつ、県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図るものとする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第10節 「第1 ライフライン施設等の応急対策」

第2 道路・橋梁

【道路班】

風水害時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動はもちろんのこと、風水害時の応急対策活動においても極めて重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図るものとする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第10節 「第2 道路・橋梁」

第3 交通施設

【各鉄道機関・各バス会社】

風水害時の交通施設の応急対策においては、地震災害対策編を準用し、各鉄道機関やバス会社と連携して対応する。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第10節 「第3 交通施設」

第4 その他公共施設

【建設庶務班・河川班・物資輸送班】

災害が発生した場合、河川、急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。その他公共施設については、次に定めるほか、以下の対応を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第10節 「第4 その他公共施設」

(1) 河川管理施設

出水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(2) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 農業用施設の応急復旧

具体的な技術対策については、「農林業災害対策資料(千葉県農林水産部作成)」を参照するものとする。

ア 水害直前の対策

水害が予想される時は、河川の堤防の補強、土のうの配置、あるいは臨時の堤防を築く等のほか、ポンプ排水等を行って洪水の防止に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想される時は、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくこと等も重要である。

イ 災害後の対策

(ア) 点検

土地改良区は、調整池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(イ) 用水の確保

土地改良区は、調整池、用水施設、幹線管水路について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(ウ) 排水の確保

土地改良区は、排水機による常時排水地帯について、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(エ) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第13節 応急教育計画

応急教育計画においては、児童・生徒の安全確保や応急教育の実施、教材・学用品の調達及び配給方法、授業料等の減免・育英補助、給食措置、文化財の保護等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第11節 応急教育計画」

第14節 障害物の除去・清掃計画

障害物の除去・清掃計画においては、障害物の除去や廃棄物処理、し尿処理等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第12節 障害物の除去・清掃計画」

第15節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画

公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画においては、応急仮設住宅の供与・建設、公的住宅等の提供、建物の応急対策、建設資材の確保、罹災証明書の交付体制の確立等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第13節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画」

第16節 ボランティア協力計画

ボランティア協力計画においては、ボランティアの活動分野やボランティアとして協力を求める個人・団体、ボランティア参加の呼びかけ、ボランティアの受入窓口、連携体制及び受入体制の確保、災害ボランティアセンター運営スタッフ等の要請等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第14節 ボランティア協力計画」

第17節 要配慮者等の安全確保対策

市は、市社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、避難支援関係者等と協力し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等、あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた対応及び安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

また、応急救助活動の実施に当たっては、市職員だけでなく地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保するものとする。

第1 避難誘導等

【避難誘導救援班】

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

1 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講じること
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び民生委員等による避難確認を行うこと。

2 避難順位

避難誘導は移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、市が定めるものとする。

3 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

第2 社会福祉施設等における安全確保対策

【救援庶務班】

在宅要配慮者の安全対策においては、情報の伝達や救助及び避難誘導、搬送及び受入先・介護職員等の確保、巡回相談の実施、食糧、飲料水及び生活必需品等の調達、ライフライン優先復旧等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第15節 「第2 社会福祉施設等における安全確保対策」

第3 在宅要配慮者の安全対策

【避難誘導救援班】

在宅要配慮者の安全対策においては、要配慮者自身の対応や安否確認、救助、搬送体制・福祉避難所の確保、要配慮者の状況調査及び情報の提供、食糧、飲料水及び生活必需品等の確保及び配布を行う際の要配慮者への配慮、保健・医療・福祉巡回サービス、保健・福祉相談窓口の開設等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第15節 「第3 在宅要配慮者の安全対策」

第4 外国人の安全確保

【秘書広報班・避難誘導救援班】

外国人の安全確保においては、外国人の避難誘導、安否確認・救助、情報の提供、外国人相談窓口の開設、語学ボランティアの活用等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第15節 「第4 外国人の安全確保」

第18節 雪害対策

【災対本部事務局・建設庶務班・物資輸送班・警防班】

1 道路の除雪作業

(1) 除雪目標

除雪は主要市道及び通学路を主とし、次の区分により行うものとする。

表 3-18-1 除雪目標

区 分	種 別	除 雪 目 標
車 道 部	バス路線急板	2車線幅員確保を原則とするが状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。
	立体交差	
	主要市道急坂	
歩 道 部	歩 道 橋	歩道橋及び駅前広場の歩道は特に留意し、積雪のあった場合は、早朝に除雪する。
	駅 前 広 場	

(2) 除雪作業配備

状況に応じ、土木関係業者の協力を得て人力と機械力による共同作業を行う。

(3) 道路管理

日影等の危険な箇所については、交通規制等必要な措置を講じるほか、砂及び凍結防止剤等の諸資機材を準備し、早期に対応するものとする。

(4) 消防職（団）員の出動

本部長は、緊急輸送道路を確保するため、また緊急に除雪作業を行うため必要があると認めるときは、消防長に次の事項を明らかにして応援要請するものとし、消防長は、要請内容について職（団）員を出動させるものとする。

- ア 応援出動を要する期間
- イ 応援出動を要する人員
- ウ 担当路線名並びに区間
- エ 作業用器具の種別、数量

(5) 一般住民への要請

本部長は、市が行う除雪活動以外に必要があると認めるときは、自主防災組織及び自治会等に対し、協力を要請するものとする。

2 農作物の雪害応急対策

市及び農業協同組合等を通じて被害状況を迅速に把握するとともに、適切な指導による除雪及び融雪の促進に努める。また、以下の応急対策を実施するとともに、農作物の発育の回復及び病害虫防除に努めるものとする。

(1) 野菜

ア 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

イ 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進、融雪水の配水に努める。融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって発育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹

ア 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。

イ 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。

ウ 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花き

ア 降雪後は、直ちに除雪や融雪に努め、施設付近に堆積しておかないこと。
融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

イ 露地ものについては、湿害を防ぐため、明きよを掘るなどの排水対策を行う。

第19節 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅の抑制や帰宅困難者への情報提供、一時滞在施設への誘導、徒歩帰宅支援等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第16節 帰宅困難者対策」